

渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）  
及び渋川市小野上農林漁業体験施設の譲渡に  
係る募集要項

令和6年3月

渋川市産業観光部観光課

## 目 次

1	募集の趣旨	1
2	譲渡物件の概要	1
3	応募者の資格等	3
4	譲渡の条件等	4
5	契約の締結	7
6	契約保証金	8
7	引継ぎ	8
8	契約の解除	8
9	違約金に関する事	8
10	法令等の遵守	8
11	募集スケジュール（予定）	8
12	応募手続	9
13	公募説明会及び施設見学等	10
14	選定及び決定の方法	11
15	問い合わせ先及び応募書類等の提出先	11
16	様式	12
17	位置図	22
18	明細図	23
19	図面	24
20	経営状況	37
21	物品	38
22	契約書	43
23	譲渡先候補法人選定評価表	51
24	運営に係る参考資料	52
25	温泉分析書	55

# 渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）及び渋川市小野上農林漁業体験施設の譲渡に係る募集要項

## 1 募集の趣旨

渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）及び渋川市小野上農林漁業体験施設（以下「SUNおのがみ等」という。）は、渋川市の持つ豊富な自然、資源等を活用し、市民の健康保持と市民と都市住民の交流に必要な宿泊施設を提供することを目的に設置した。

令和5年度までは、効果的かつ効率的な運営や維持管理を行うために、指定管理者制度を導入しているが、地域活性化のため今回さらなる施設の有効活用が必要であるという判断から、これまで渋川市営施設として運営してきたSUNおのがみ等を、優れた運営能力を有する民間事業者へ譲渡することとし、次のとおり譲渡先法人（この募集要項「14 選定及び決定の方法」により決定した譲渡先法人をいう。以下同じ。）を募集する。

## 2 譲渡物件の概要

### （1）建物に関すること

物件名	所在地	施設概要
渋川市交流促進センター	渋川市村上 396番地1	<ul style="list-style-type: none"><li>・名称 SUNおのがみ</li><li>・建設年度 平成6年度、平成7年度、平成8年度</li><li>・宿泊利用者の定員 94人</li><li>・延床面積 3,464.76㎡ (1階:1245.98㎡、2階:1117.65㎡、3階:1101.13㎡)</li><li>・建物構造 鉄骨造 地上3階建て</li><li>・施設内容 1階 和室5室、洋室2室、レストラン、ラウンジ、ロビー等 2階 和室7室、洋室10室、研修室（60人収容）等 ※和・洋室はバストイレ付 3階 大浴場（サウナあり）、露天風呂、大食堂（80畳）、食堂（8畳×2室、10畳×2</li></ul>

		<p>室) 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受水槽 有効32m<sup>3</sup></li> <li>・駐車場 19台</li> <li>・補助事業 山村振興等農林漁業特別対策事業</li> </ul>
<p>渋川市小野 上農林漁業 体験施設</p>	<p>渋川市村上 396番地 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 渋川市小野上農林漁業体験施設</li> <li>・建設年度 平成9年度</li> <li>・延床面積 539.92m<sup>2</sup> (地階:65.78m<sup>2</sup>、1階:219.07m<sup>2</sup>、2階:255.07m<sup>2</sup>)</li> <li>・建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階建</li> <li>・施設の内容 エントランスホール・実習室・陶芸釜室・足洗い 室・料理体験室・倉庫・エレベーター(荷物用) トイレ 1F 小便器2器、大便器1器(和式 1) 2F 男子トイレ 小便器2器、大 便器1器(和式1) 女子トイレ 大便器2器(和 式2)</li> <li>・駐車場 普通車用 8台</li> <li>・補助事業 地域農業基盤確立農業構造改善事業</li> </ul>



(2) 土地の賃貸借に関すること

所在（地番）	現況 地目	地積 ( $\text{m}^2$ )	備考（種類）
渋川市村上字塩川 396-1	宅地	454	渋川市交流促進センター (SUNおのがみ) 施設 用地
渋川市村上字塩川 396-5		684	
渋川市村上字塩川 397-1		403	
渋川市村上字塩川 399-5		513	
渋川市村上字塩川 403		528	
渋川市村上字塩川 404		808	
渋川市村上字塩川 407-3		149	
渋川市村上字塩川 408-1		453	
渋川市村上字塩川 409-1		503	
渋川市村上字塩川 406-1	宅地	283	渋川市小野上農林漁業体 験施設用地
渋川市村上字塩川 333-2 の一部	田	221	駐車場用地(286 $\text{m}^2$ のうち)
地積合計（11筆）		4,999	

ア 村上字塩川 396-5 (684  $\text{m}^2$ ) は、隣接する渋川市小野上特産物加工所（建物所有者／渋川市）（住所／渋川市村上 394 番地 1）が使用する部分を含むため、譲渡先法人決定後に各施設が使用する用地を実測し、所有者の承諾を得た上で面積に応じて賃料を按分する。

なお、測量に係る費用については、渋川市と譲渡先法人で按分する。

イ 村上字塩川 396-5 と村上字塩川 406-1 の間にある法定外公共物（水路、26.80  $\text{m}^2$ ）については、令和 10 年 3 月 31 日まで法定外公共物使用許可を受けているので、渋川市法定外公共物の管理に関する条例第 7 条に規定する権利義務の移転許可を受ける。（占有料は、1  $\text{m}^2$ につき年間 180 円）

### 3 応募者の資格等

応募者は、次の条件を満たす法人とする。

(1) 租税及び公課の滞納がないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 22

- 5号)及び破産法(平成16年法律第75号)の適用を受けていないこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員でないこと。
- (4)地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項に規定する指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止を受けていないこと。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6)渋川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(令和4年渋川市告示第19号)に基づく建設工事請負業者等の指名停止を受けていないこと。
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業をしていないこと。
- (8)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと、又は関与していないこと。

#### 4 譲渡の条件等

譲渡物件に次の条件及び用途制限等を付す。

##### (1) 建物に関する事

ア 譲渡物件引渡しの日から令和19年3月31日までは宿泊施設及び農林漁業体験施設として運営を行うことを条件として、建物(設備一式及び備品を含む。)を無償で譲渡する。

イ 事業を実施する上で必要になる投資(修繕・改修・更新等)は、譲渡先法人の責任で行うこと。なお、専門家による物件の診断は行っていない。

ウ 譲渡する建物及び設備は現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵について、渋川市は一切の責任を負わない。

エ 譲渡契約の締結及び所有権移転の登記等、履行に関して必要な一切の費用はすべて譲渡先法人の負担とする。

##### (2) 土地に関する事

ア 土地所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結すること。(参考:「2 譲渡物件の概

要 (2) 土地の賃貸借に関する事」に記載する土地の令和5年度借地料は2,065,940円)

(3) 温泉の使用に関する事

ア 渋川市交流促進センター(SUNおのがみ)で使用する温泉水については、渋川市小野上温泉の供給を受け、譲渡先法人は、渋川市小野上温泉供給条例(平成18年渋川市条例第204号。以下「温泉供給条例」という。)に基づき使用許可を受けること。ただし使用許可の上限は毎分100リットルとする。

(参考)

源泉名	小野上温泉(源泉名:幸の湯)
源泉湧出地	渋川市村上字塩川325番地1
湧出方法	動力揚湯
泉質	ナトリウム-塩化物温泉(低張性アルカリ性高温泉)
泉温	46度(調査時の気温30度)
pH値	9.0
供給方法	渋川市所有の貯湯タンクからの分湯
送湯方法	加圧ポンプによる

イ 温泉供給条例で定める給湯装置から受湯施設までの間の引湯管は、一部が渋川市有地(小野上温泉センター敷地及び渋川市道)に埋設されており、行政財産目的外使用許可及び渋川市道の占用許可を受けている。このため、譲渡先法人は、新たに引湯管の所有者となるため、渋川市へ行政財産目的外使用許可申請及び道路占用に係る権利譲渡の承認を受けること。

ウ 将来における源泉湧出量及び泉質に変化があっても、渋川市は一切の責任を負わない。

(4) 設備及び備品に関する事

ア 譲渡物件において、渋川市が所有する設備及び備品等については、全て無償で譲渡する。

イ 設備及び備品等は、現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵について渋川市は一切の責任を負わない。また、閲覧図書等と現状が相違している場合は、現状を優先する。

ウ 引き渡された設備及び備品等の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合していないことを理由に履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除はできない。

#### (5) 譲渡後の用途指定

##### ア 宿泊施設の運営に関すること

(ア) 譲渡先法人は、SUNおのがみ等を使用して、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を行い、譲渡物件引渡しの日から令和19年3月31日までは継続して運営することとする。ただし、譲渡物件引き渡しの日から営業開始までの間に必要な施設改修等を行う場合等、一定の期間の休業を要する場合には、渋川市と協議を行うものとする。

(イ) 譲渡先法人は、自らの責任において旅館営業に必要な許認可の取得、取引業者の選定・契約等を行う。

(ウ) 譲渡先法人は、指定用途に基づき施設の運営を行うが、主たる業務を第三者に委託することはできない。

##### イ 地域の活性化の取り組みに関すること

譲渡先法人は、SUNおのがみ等を使用して、地域資源を活用した体験事業及び地域コミュニティに貢献する事業を行い、譲渡物件引渡しの日から令和19年3月31日までは継続して運営することとする。ただし、譲渡物件引き渡しの日から営業開始までの間に必要な施設改修等を行う場合等、一定の期間の休業を要する場合には、渋川市と協議を行うものとする。

#### (6) 所有権の移転禁止

譲渡先法人は、譲渡物件引渡しの日から令和19年3月31日まで、渋川市の承認を得ずに売買、贈与、交換、出資等により所有権を第三者に移転し、又は抵当権、質権、使用貸借による権利若しくは賃貸借その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

#### (7) 用途制限

譲渡先法人は、譲渡物件を次の各号に掲げる用途に利用することはできない。

ア 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するなど

イ 風営法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途

#### (8) 建物の名称

譲渡後の建物の名称は、周囲の誤解（渋川市による運営の継続）を招かないために、「渋川市」（ひらがな、カタカナ、英字の表記を含む。）という語句を使用しない。

（９）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に伴う手続き等について

ア SUNおのがみ等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）に基づく財産処分の制限を受ける。譲渡及び用途の制限については、「4 譲渡の条件等中（5）譲渡後の用途指定及び（7）用途制限」に記載のとおり。

イ 渋川市交流促進センター等譲渡先候補法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において譲渡先候補者を選定した後、本要項に基づき提出された譲渡先候補法人の申請書類等をもとに、渋川市が国・県の担当部署と補助金等適正化法に基づく財産処分の協議・申請を行う。

ウ 国・県との財産処分の協議・申請の結果、承認が得られなかったときは、譲渡しない。

エ 財産処分の申請及び承認のため、不測の期間を要し、譲渡時期が遅れる場合がある。

オ 譲渡先法人は、補助金等適正化法に定める当該財産に係る制限を継承する。

カ 譲渡先法人は、譲渡を受けた物件を補助金等適正化法に定める財産処分制限期間内に同法に定める財産処分をしようとする場合、当該物件について補助金等適正化法に定める残存簿価に相当する金額のうち国及び群馬県が負担した補助金相当額を、群馬県が指定する期間内に群馬県に支払わなければならない。

## 5 契約の締結

譲渡先候補法人は物件の譲渡に関して渋川市と協議を行い、協議が成立したときは、無償譲渡についての仮契約を締結する。

また、譲渡先候補法人は、土地所有者と協議を行い、協議が成立したときは、賃貸借又は売買についての仮契約を締結する。

なお、これらの仮契約は、渋川市議会において財産の譲渡の議決を経て、甲が乙を譲渡先法人として決定したときに本契約となり、この議決が得られなかったときは無効となる。

また、議会の議決が得られなかった場合には、渋川市は一切の賠償責任を負わない。

## 6 契約保証金

譲渡先法人は、渋川市が指定する期日までに、契約保証金として15,000,000円を渋川市が交付する納入通知書により金融機関で現金一括払にて納入すること。

なお、当該契約保証金は、乙が温泉供給条例第13条の温泉使用許可を受け、同条例第14条に規定する温泉使用保証金を納入する際に、渋川市がこれを充当し精算する。

## 7 引継ぎ

譲渡先法人は、渋川市、指定管理者及びその他関係者と引継ぎ方法、備品の取扱い等その他必要な事項について協議及び調整を行うこと。

当該引継ぎにおいて生ずる一切の費用及び責任は、譲渡先法人の負担とする。

## 8 契約の解除

譲渡先法人が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

- (1) 「4 譲渡の条件等」やその他契約事項に違反したとき。
- (2) 渋川市が指定する期日までに契約を履行しないとき又は譲渡先法人による管理業務を継続することができないと認められるとき。
- (3) 応募時に誓約した事項に虚偽の申告があったとき。
- (4) 譲渡先法人が譲渡契約の締結後において次のいずれかに該当したとき。

ア 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員を役職員とする事業者

イ 団体規制法第5条第1項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体又はその構成員を役職員とする事業者

## 9 違約金に関すること

契約が解除された場合、譲渡先法人は、違約金として契約書別表2に記載する金額を渋川市が指定する期間内に支払わなければならない。

## 10 法令等の遵守

施設整備及び運営にあたっては、関連する法令、条例等を遵守すること。

## 11 募集スケジュール（予定）

- (1) 募集要項の配布 令和6年3月1日(金)から同年4月30日(火)まで
- (2) 公募説明会及び施設見学 令和6年3月22日(金)
- (3) 質問の受付 令和6年3月1日(金)から同年4月5日(金)まで
- (4) 質問に対する回答期限 令和6年4月23日(火)
- (5) 応募申込書等の提出受付 令和6年4月23日(火)から同年4月30日(火)まで
- (6) 選定委員会 令和6年7月(書類審査、プレゼンテーション、面接審査)
- (7) 譲渡先候補法人の決定を渋川市長名で通知 令和6年7月
- (8) 仮契約 令和6年8月
- (9) 市議会の議決 令和6年9月
- (10) 譲渡先法人の決定及び本契約 令和6年9月
- (11) 物件の引渡し 令和6年10月

## 1.2 応募手続

- (1) 募集要項及び応募申込書等は、令和6年3月1日(金)から渋川市ホームページ(URL <http://www.city.shibukawa.lg.jp/>)に掲載する。

また、次の場所で配布する。

(配布場所)

渋川市石原6番地1 渋川市役所第二庁舎 産業観光部観光課観光施設係

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 受付期間 令和6年4月23日(火)から同年4月30日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

- (3) 提出場所 渋川市役所観光課観光施設係(第二庁舎)に直接持参すること。

- (4) 提出書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 事業計画書(様式3)

エ 収支計画書(様式4)

オ 法人の概要がわかるパンフレット等

カ 法人の履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)

キ 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)

ク 法人定款

ケ 滞納（国税・都道府県税・市税）がない旨の証明書

コ 直近3か年分の決算書（貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、その他財務状況に関する書類）及び税務申告書（法人税及び地方法人税各事業年度の確定申告書）の写し

サ 直近3か年分の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、その他財務状況に関する書類）※支配従属関係にある企業集団に該当する場合

(5) 提出部数 正本1部及び副本（写し）13部

(6) 留意事項

ア 提出書類の体裁は、次のとおりとする。

(ア) A4判縦で統一し、原則左横書きとすること。ただし、既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可とするが、大きさはA4判に統一すること。

(イ) 提出書類は、上記(4)ア～サの順にA4判フラットファイルに左綴じし、項目ごとに白紙の仕切り紙を挟んで、仕切り紙に見出しを付けること。

(ウ) 正本と副本の記載内容が異なることのないように注意すること。なお、副本は正本の写し（コピー）とすること。

(エ) フラットファイルの表紙、背表紙には「SUNおのがみ等応募関係書類」及び法人名を記載すること。

イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。

エ 応募後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

オ 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。

### 1.3 公募説明会及び施設見学等

(1) 日 時 令和6年3月22日（金） 午後2時

(2) 場 所 渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）及び渋川市農林漁業体験施設

(3) 参加申込 公募説明会及び施設見学への参加は、1法人4名以内とする。「公募説明会及び施設見学参加申込書」（別紙様式5）により令和6年3月18日（月）正午までに次項の照会先へ電子メールで申し込むこと。施設見学は、説明会終了後に行う。なお、公募説明会及び施設見学の参加の有無は、選定に一切影響はないものと



する。

(4) 図面等の閲覧 建築図面、機械設備図面等については、観光課において、令和6年3月1日(金)から同年4月30日(火)までの間、閲覧することができる。

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(5) 質疑受付 質問は、施設見学に際しては受け付けないものとする。「譲渡公募に関する質問書」(別紙様式6)により、令和6年3月1日(金)から同年4月5日(金)午後5時までの間に次項の照会先へ電子メールで送付すること。

質問に対する回答は、原則として公募説明会及び施設見学の参加法人並びに質問書を提出した法人に対して全て公開し、電子メールにて送付する。

#### 1.4 選定及び決定の方法

※別紙7「譲渡先候補法人選定評価表」参照

(1) 選定委員会が、審査(書類審査、面接審査)及び評価(運営能力評価)を行い、評価の最も高い応募法人を譲渡先候補法人として選定し、その報告に基づき、市長が譲渡先候補法人を決定する。

(2) 各応募法人の総合得点は、公表するものとする。ただし、譲渡先候補法人として選定された者以外の応募法人の名称については、公表しないものとする。

(3) 譲渡先候補法人は、渋川市と仮契約を締結する。その後、市議会の議決を経て、市長が譲渡先候補法人を譲渡先法人に決定する。

(4) 譲渡先法人の決定後、所有権の移転までの間に譲渡先法人の決定の取消しをしたときは、その他の応募法人と協議を行い、市長が再度譲渡先法人を決定することがある。

#### 1.5 問い合わせ先及び応募書類等の提出先

渋川市産業観光部観光課観光施設係

〒377-8501 群馬県渋川市石原6番地1(第二庁舎)

電話 0279-22-2873(観光課直通)

FAX 0279-22-2132

電子メール kankou2@city.shibukawa.gunma.jp

様式1

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

渋川市長 高 木 勉 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者氏名

印

渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設譲渡に係る募集要項に基づき、関係書類を添えて応募します。

申 込 者			
所 在 地			
フリガナ 法人名称			
フリガナ 代表者氏名			
担 当 者 (連絡責任者)	氏 名		
	所属名		役職名
	連絡先	電話番号 ( )	—
		E-mail	
		FAX番号 ( )	—

併せて提出する書類

- 1 誓約書(様式2)
- 2 事業計画書(様式3)
- 3 収支計画書(様式4)
- 4 法人の概要がわかるパンフレット等
- 5 法人の履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
- 6 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)
- 7 法人定款
- 8 滞納(国税・都道府県税・市税)がない旨の証明書
- 9 直近3か年分の決算書(貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、その他財務状況に関する書類)及び税務申告書(法人税及び地方法人税各事業年度の確定申告書)の写し

10 直近3か年分の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、その他財務状況に関する書類）※支配従属関係にある企業集団に該当する場合

誓 約 書

渋川市長 高 木 勉 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 「渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設の譲渡に係る募集要項」(以下「募集要項」という。)を十分検討した結果、その内容を理解し、承諾していること。
- 2 募集要項に記載された応募資格を満たしていること。
- 3 申請に係る全ての事項について、事実と相違ないこと。
- 4 譲渡先法人の選定に関して、意義を申し立てないこと。

様式3

事業計画書

【施設名 渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設】

法人名				
代表者名		設立年月日		
法人所在地				
資本金		従業員数		
担当者名		所属		
電話番号		FAX番号		
E-mail				
現在運営している類似施設				
施設名	所在地	主な内容	運営開始年月日	
			開始	
			終了	
			開始	
			終了	
			開始	
			終了	

1 計画の概要

(1) 事業展開について	<p>①事業計画について</p> <p>②令和19年3月31日までの事業継続のための方策について</p> <p>③利用者のサービス向上や発展について</p>
--------------	--

※ 参考資料の添付は可能ですが、A4判に統一してください。

※ 各項目の文字数の多少によるページ数は適宜調整してください。

(2) 施設の利用者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 想定する利用者及びマーケットについて</li> <li>② 誘客の方針及びその方策について</li> <li>③ 高齢者及び障がい者への対応について</li> </ul>
(3) 事業の運営体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令に基づく有資格者の配置について</li> <li>② 運営組織図及び管理体制について</li> </ul>
(4) 安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害発生時及び緊急時の安全対策について</li> <li>② 日常的な安全管理体制及び対策について</li> <li>③ 施設の維持管理に対する考え方について</li> </ul>
(5) 雇用対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安定的な人材の確保のための方策について</li> <li>② 従業員の地元雇用に関する考え方について</li> </ul>
(6) 施設経営上の課題認識について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設経営上の課題について</li> <li>② 課題への対応策について</li> </ul>
(7) 人口減少対策及び地域コミュニティへの貢献について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人口減少対策への貢献に関する提案について</li> <li>② 地域コミュニティへの貢献に関する提案について</li> </ul>
(8) 設備投資計画について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 投資対象設備ごとの設備投資計画及びこれに伴う資金調達計画（自己資金及び金融機関からの借入金）について</li> </ul>

※ 参考資料の添付は可能ですが、A4判に統一してください。

※ 各項目の文字数の多少によるページ数は適宜調整してください。

2 投資計画書及び資金調達計画書

指定期間内に必要となることが想定される事項について様式3「1計画の概要」に対応するように記載してください。

※項目は適宜変更してください。

※参考資料の添付は可能ですが、A4判に統一してください。

(円)

投資計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
投資対象設備 （実施予定年度の 欄に金額を記載し てください。）	〇〇工事費						
	〇〇工事費						
	〇〇工事費						
	〇〇修繕費						
上記投資対象設備の積算根拠等							
その他の支出	人件費						
	備品購入費						
	登記費用						
	〇〇						
合 計							
資金調達計画	自己資金						
	借入金						
	〇〇						
自己資金以外の調達先							

(続紙)

(円)

投資計画	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
投資対象設備 (実施予定年度の 欄に金額を記載し てください。)	〇〇工事費					
	〇〇工事費					
	〇〇工事費					
	〇〇修繕費					
上記投資対象設備の積算根拠等						
その他の支出	人件費					
	備品購入費					
	登記費用					
	〇〇					
合計						
資金調達計画	自己資金					
	借入金					
	〇〇					
自己資金以外の調達先						



様式 4

収 支 計 画 書

【施設名 渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設】

(単位：千円)

	予算額 ( 年目)	根 拠
売上高		
売上原価		
売上総利益		
販売費及び一般管理費		
営業利益		
営業外収益		
営業外費用		
経常利益		
特別利益		
特別損失		
税引前利益		
法人税等		
当期利益		

※ 1 3 年間分を作成してください。

※ 販売費及び一般管理費などの科目内訳を適宜追加してください。

公募説明会及び施設見学参加申込書

渋川市長 高 木 勉 様

(申込者)  
住 所  
名 称  
代表者氏名

渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設の公募説明会及び施設見学について、下記のとおり申し込みます。

記

1 法人名等

法人名		
担当者名		
連絡先	電話番号	
	E-mail	
	FAX番号	

2 出席者

役職等	氏 名

譲渡公募に関する質問書

渋川市長 高 木 勉 様

(申込者)  
住 所  
名 称  
代表者氏名

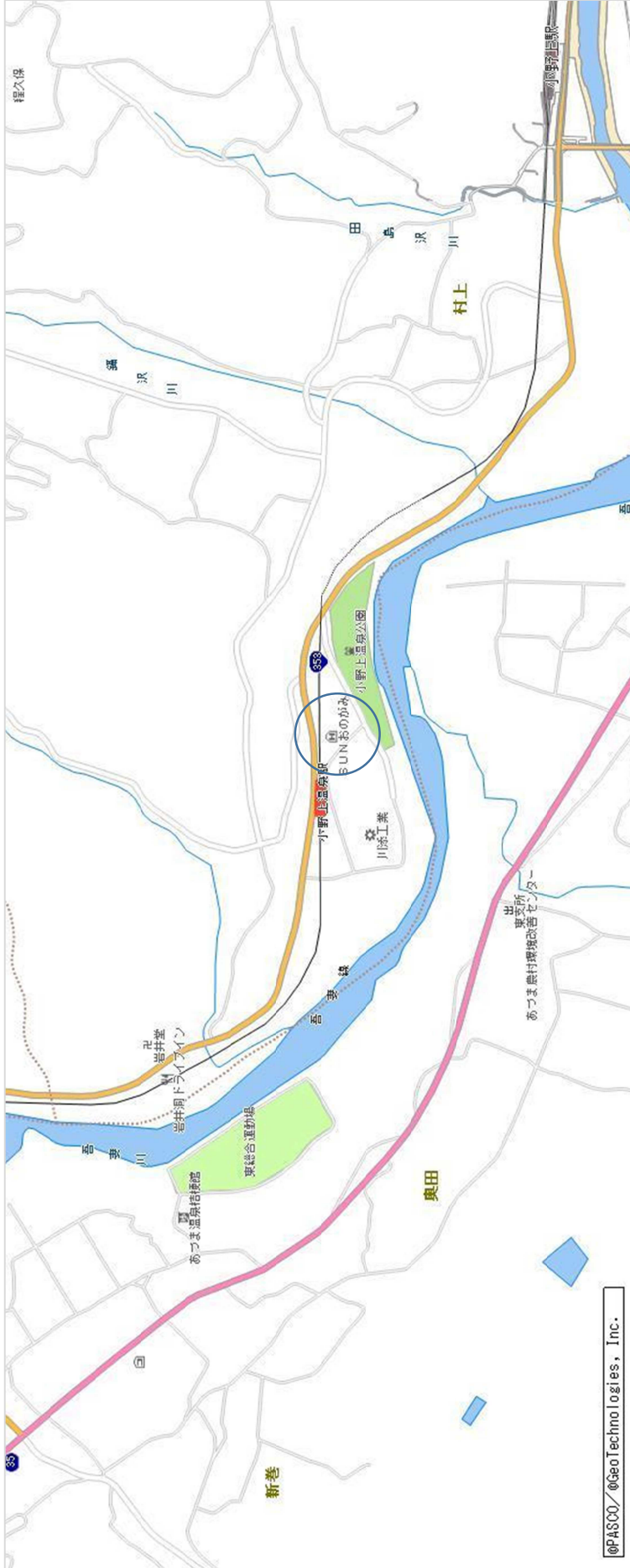
渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設について、下記のとおり質問事項を提出します。

記

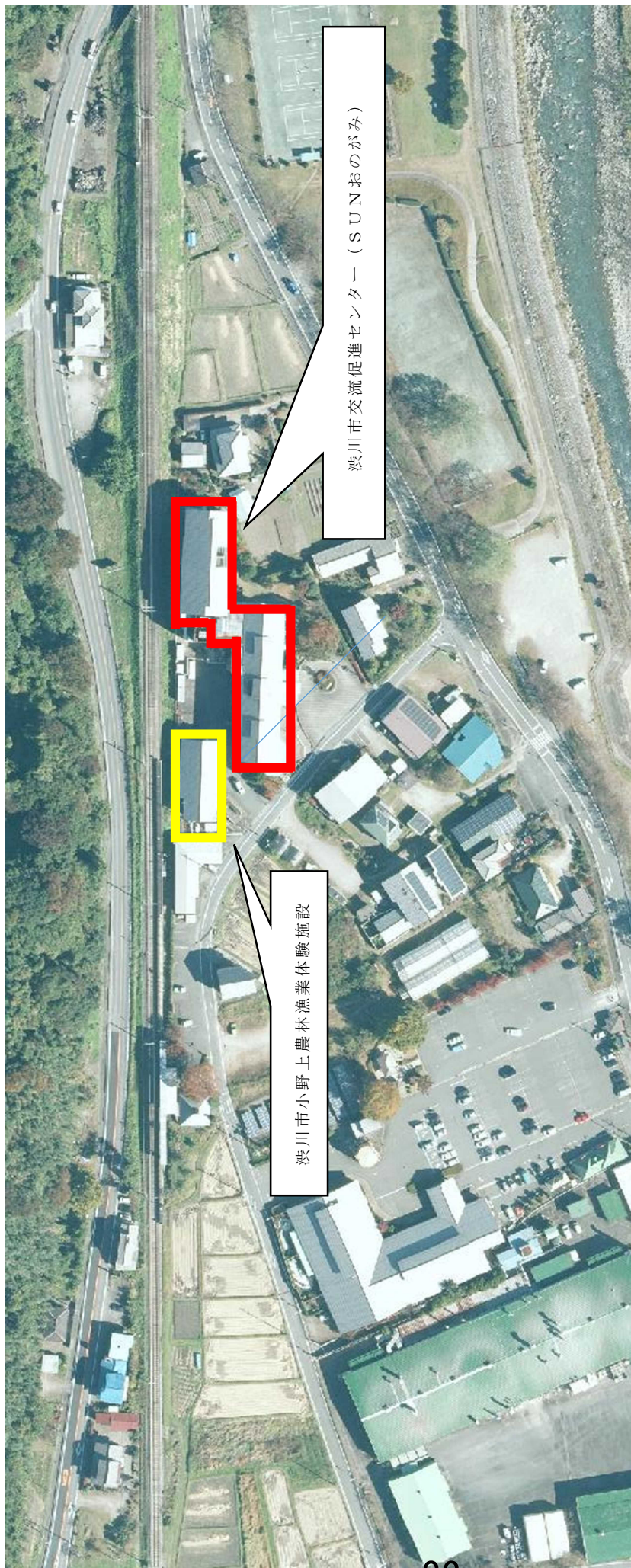
No.	質 問 内 容			
担当者連絡先	氏 名			
	電話番号		F A X 番 号	
	E-mail			

- ※ 質問事項の多少によるページ数は適宜調整してください。
- ※ 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

# 位置図



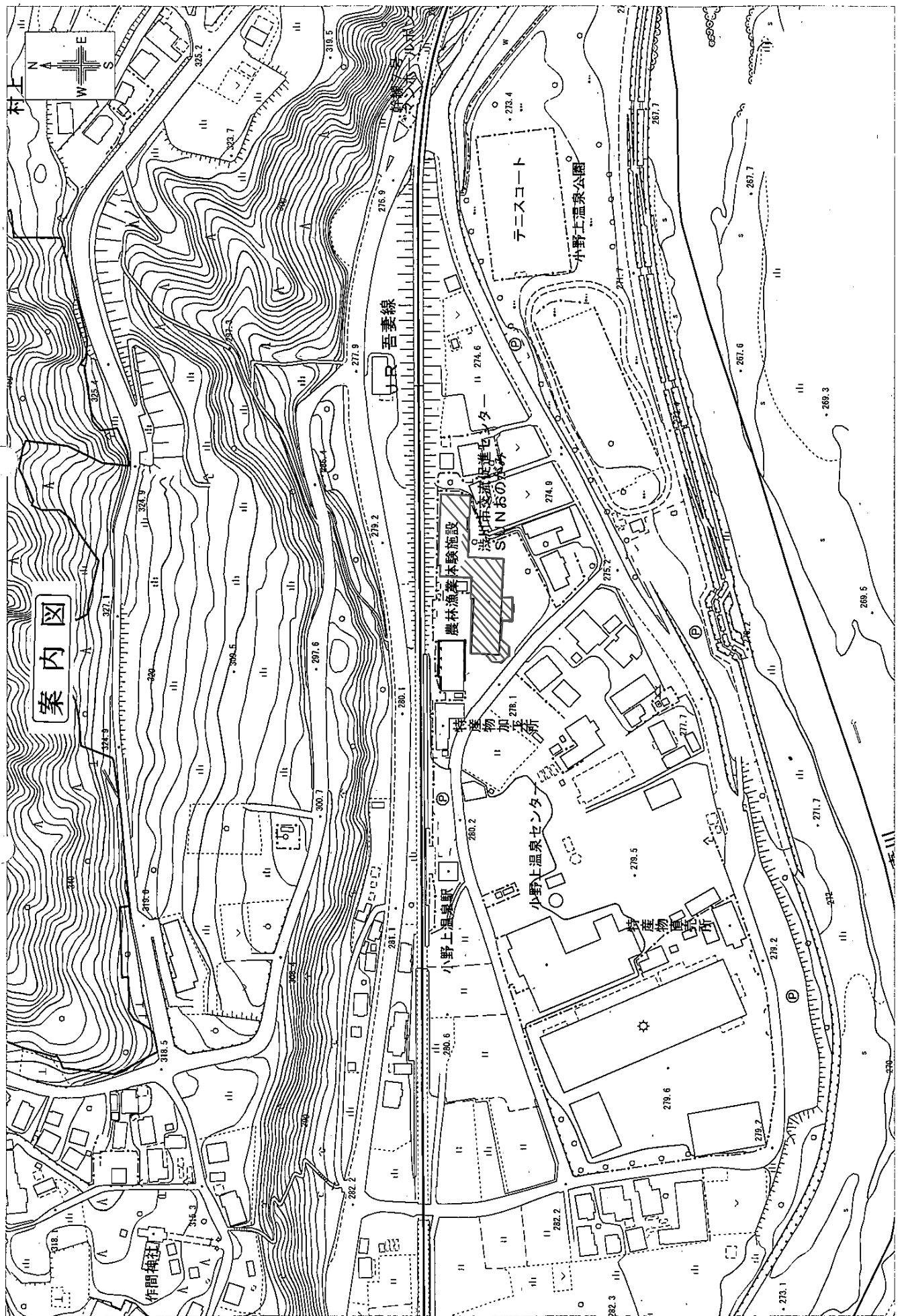
明細図

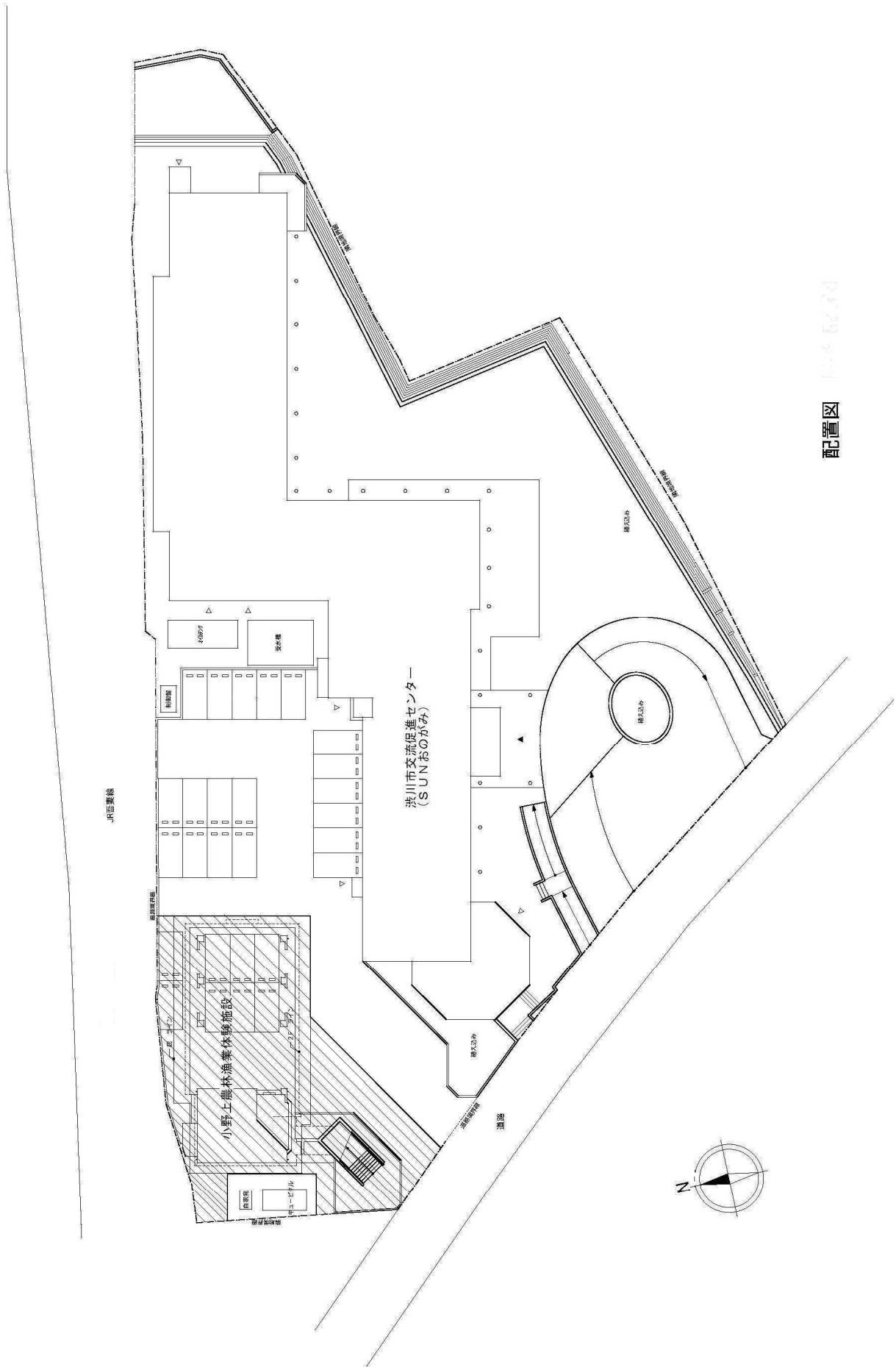


渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）の図面

1	案内図	25
2	配置図	26
3	1階平面図	27
4	2階平面図	28
5	3階平面図	29
6	立面図	30

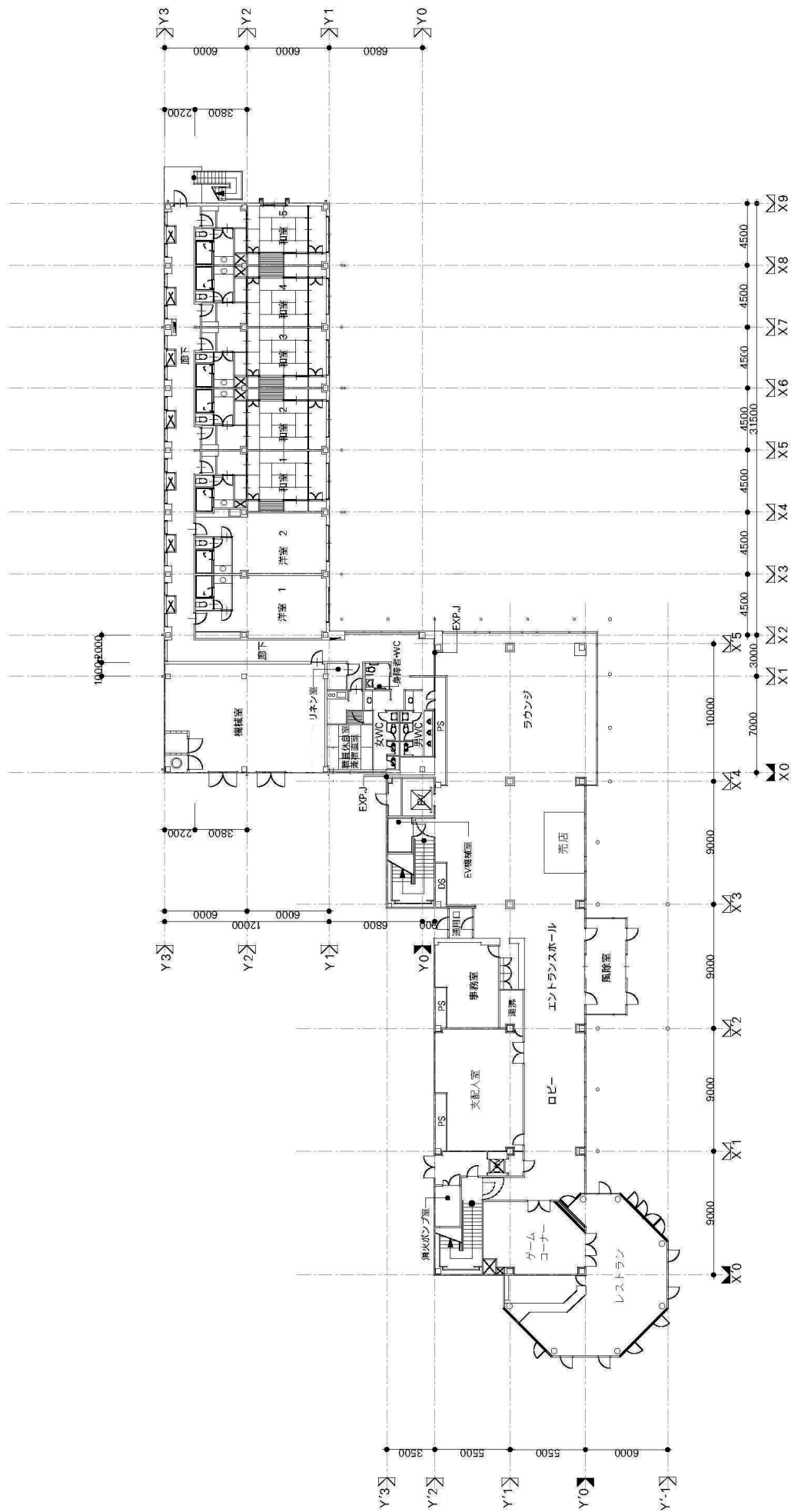




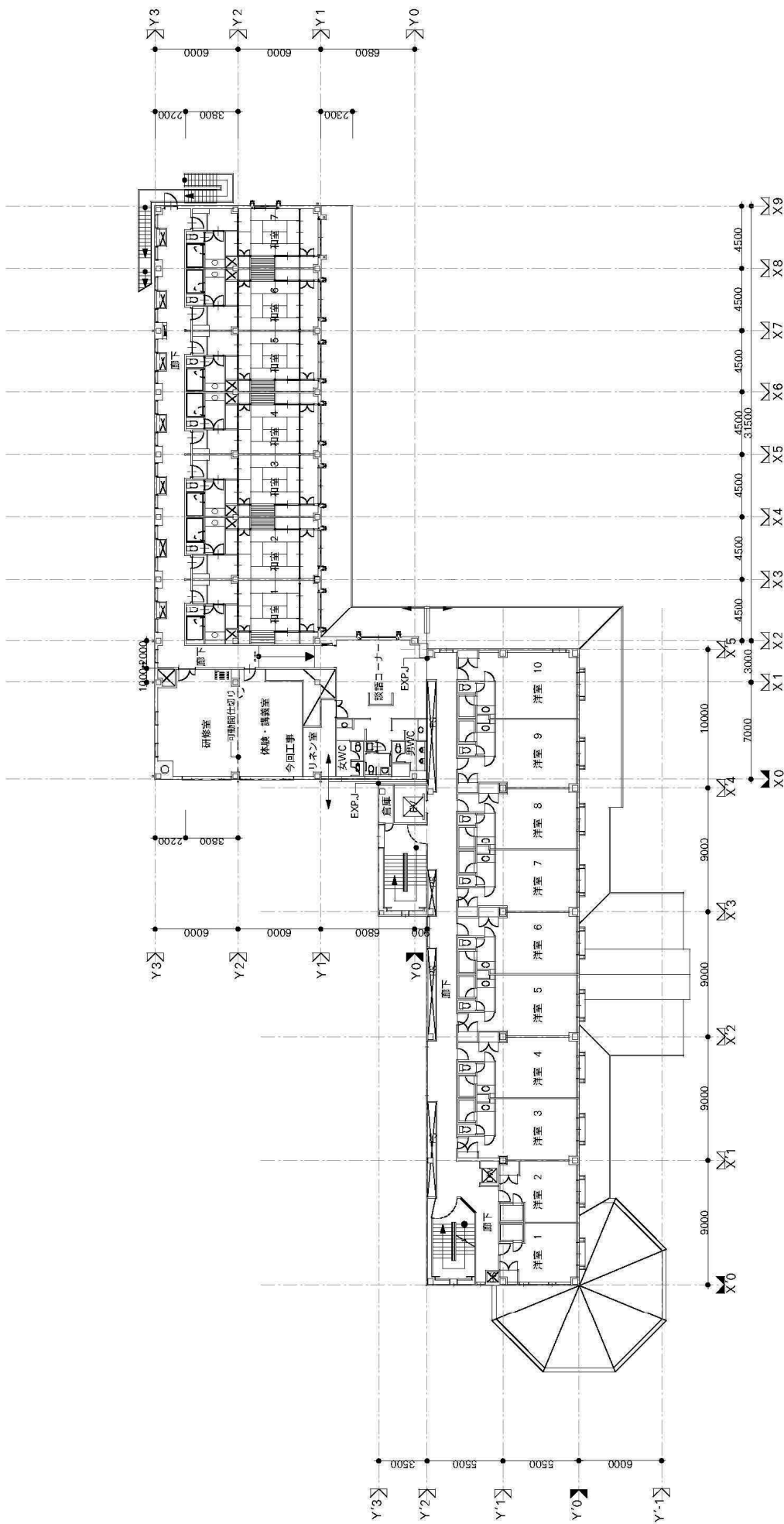


配置図 (1/100)

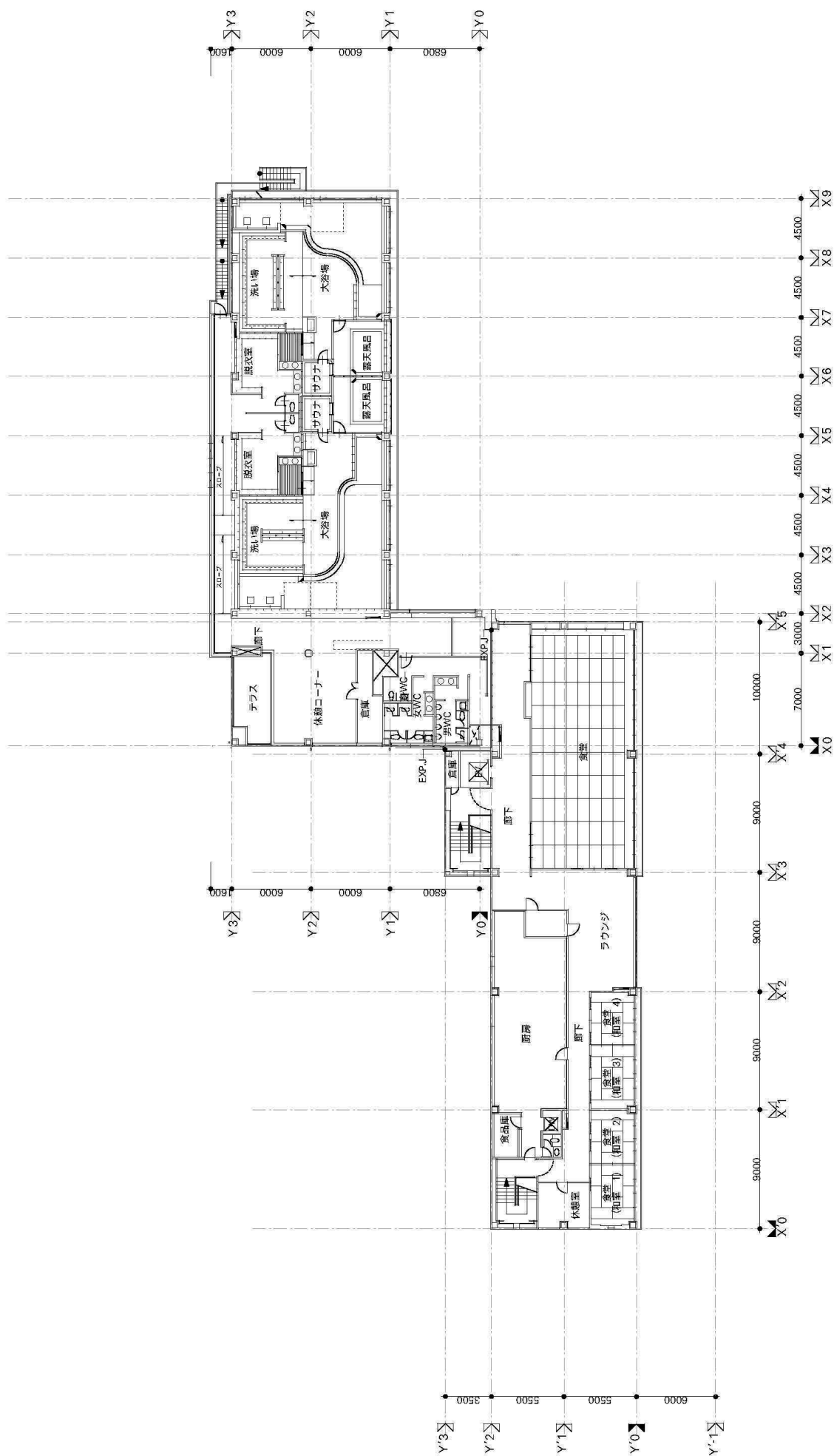


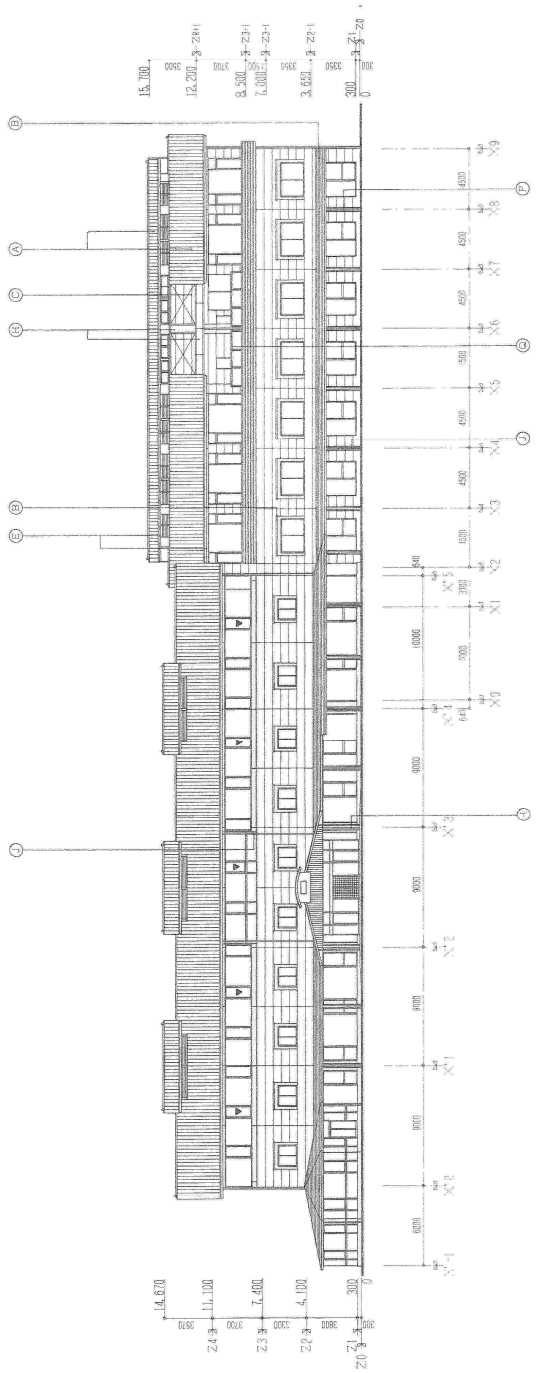


1階平面図

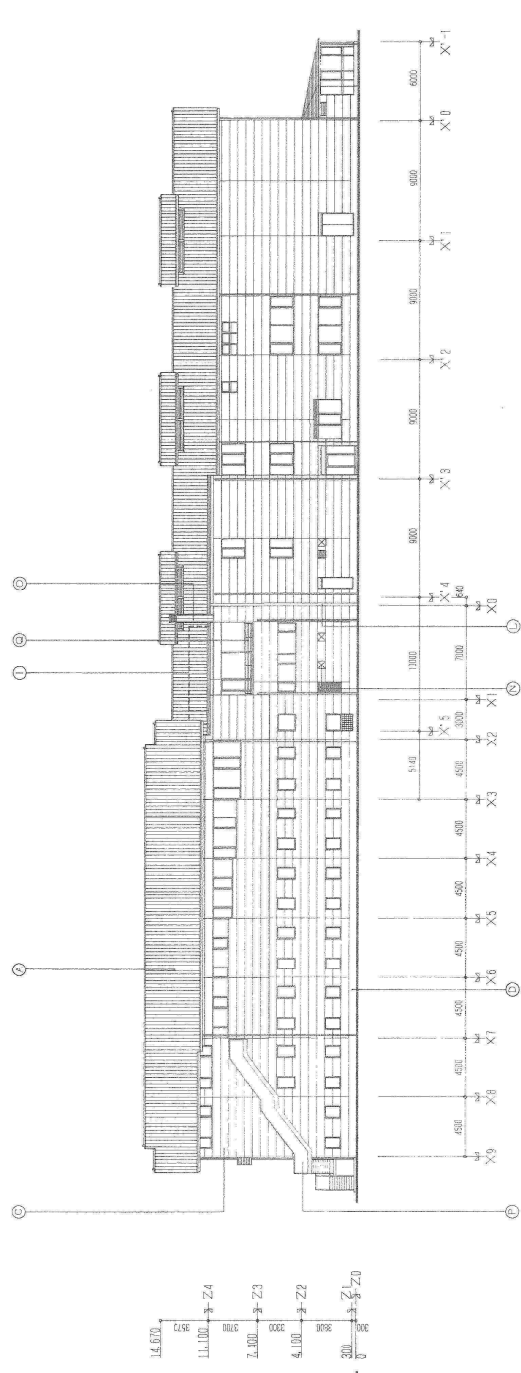


2階平面図

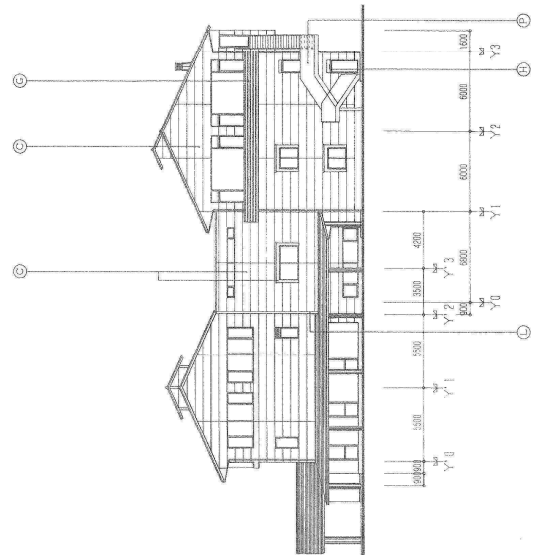




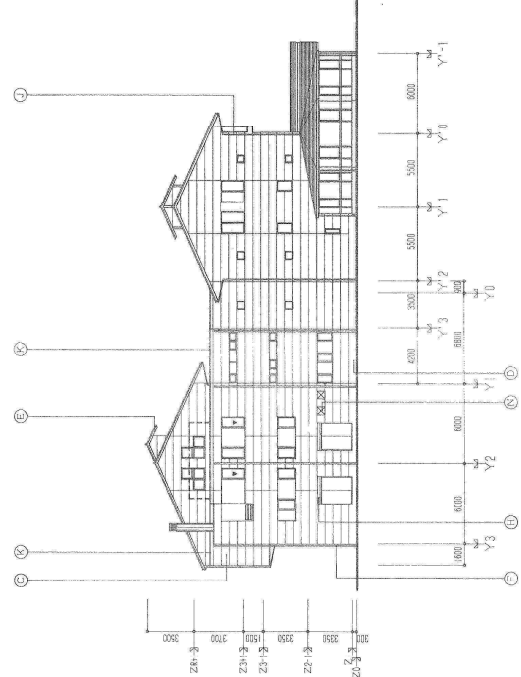
南立面图



北立面图



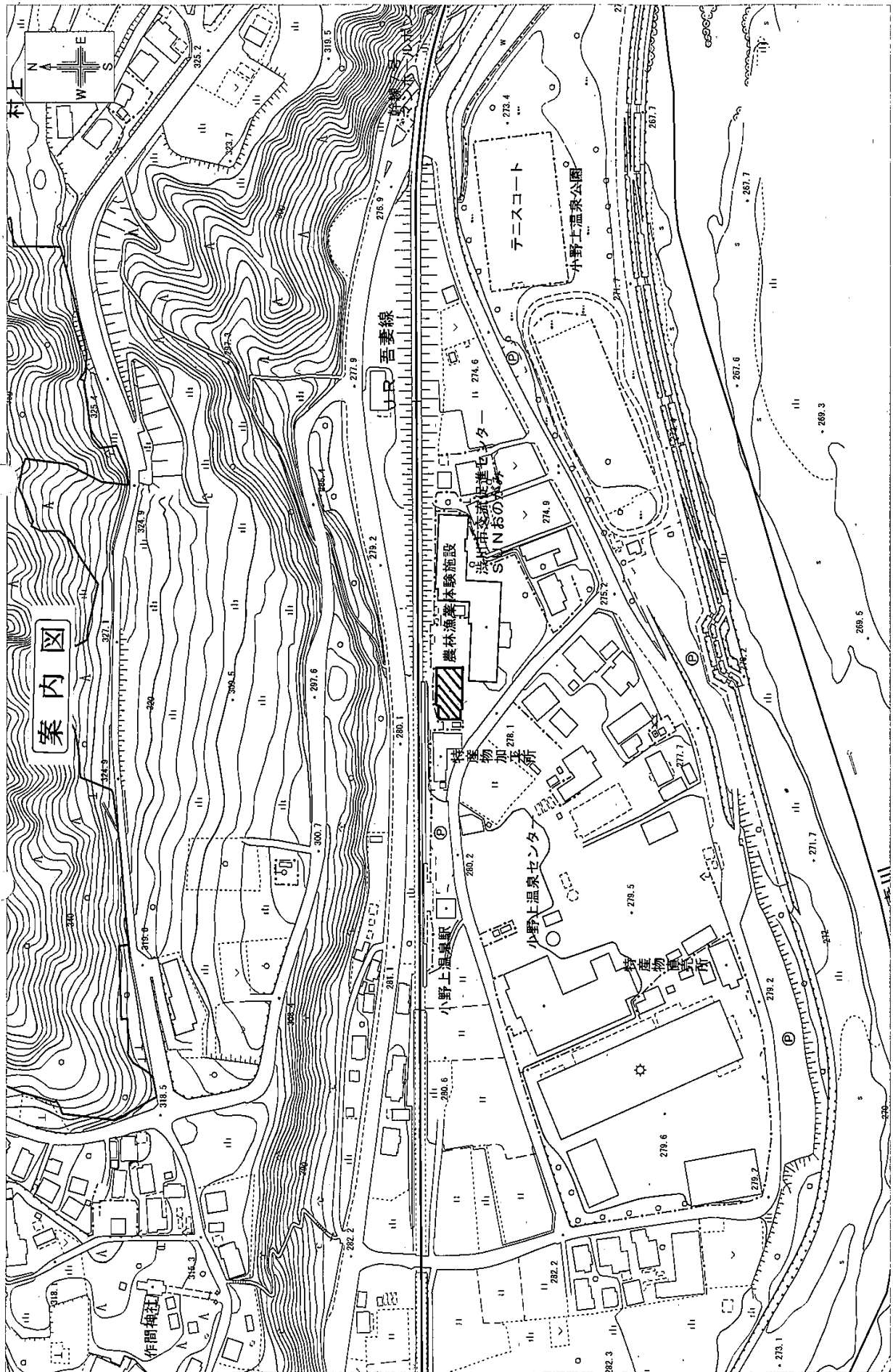
东立面图

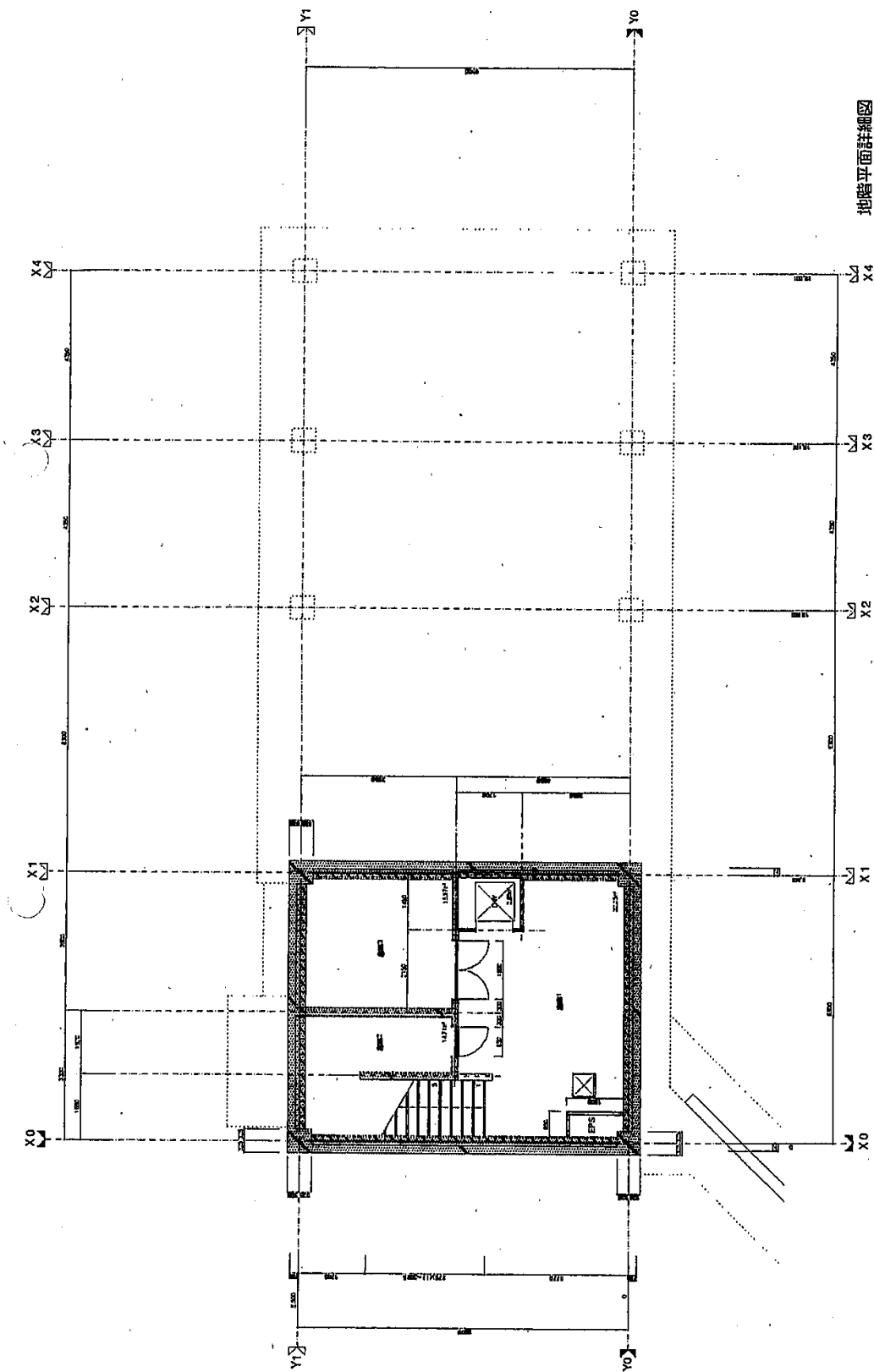


西立面图

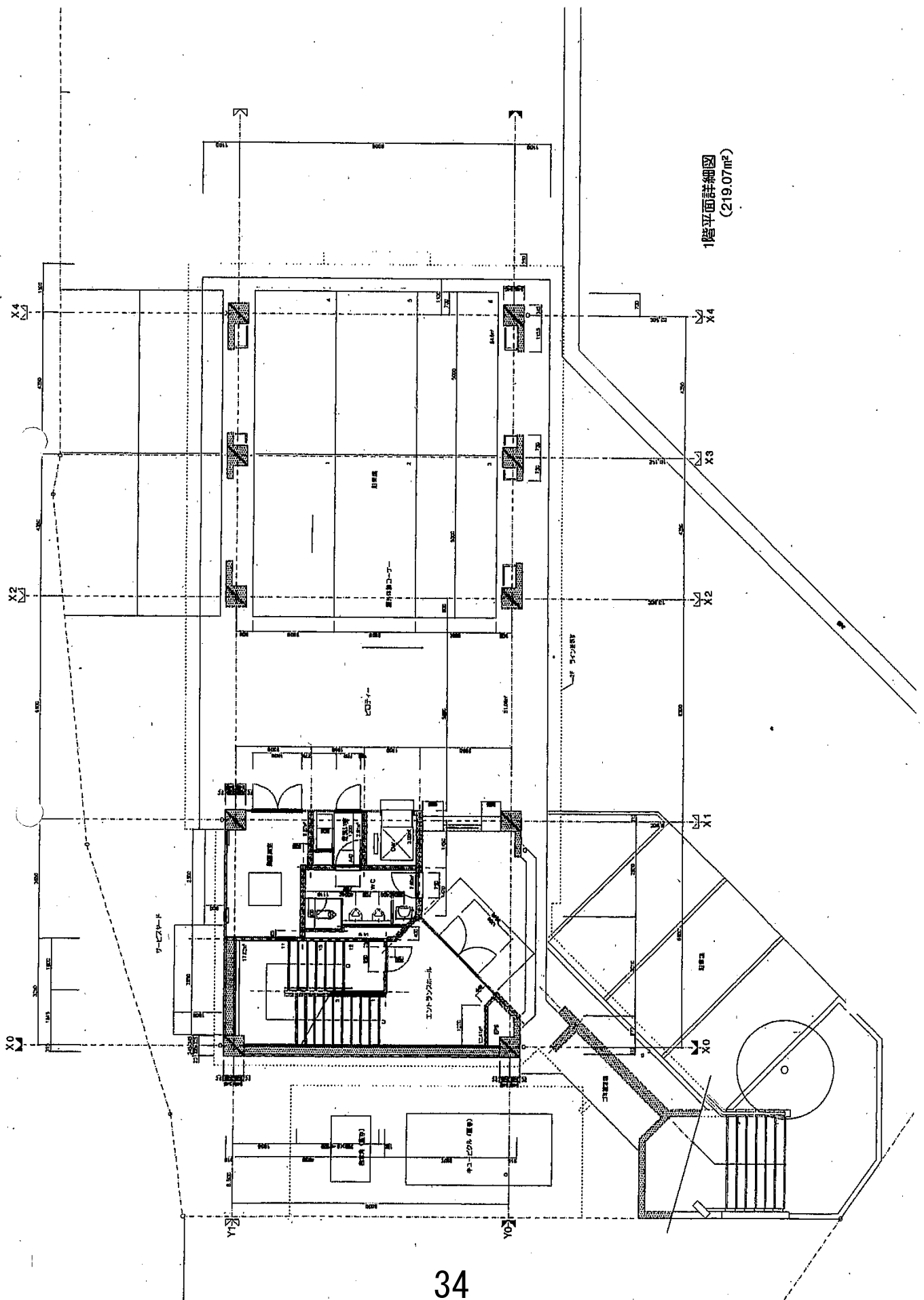
渋川市小野上農林漁業体験施設の図面

1	案内図	3 2
2	地階平面図	3 3
3	1階平面図	3 4
4	2階平面図	3 5
5	立面図	3 6



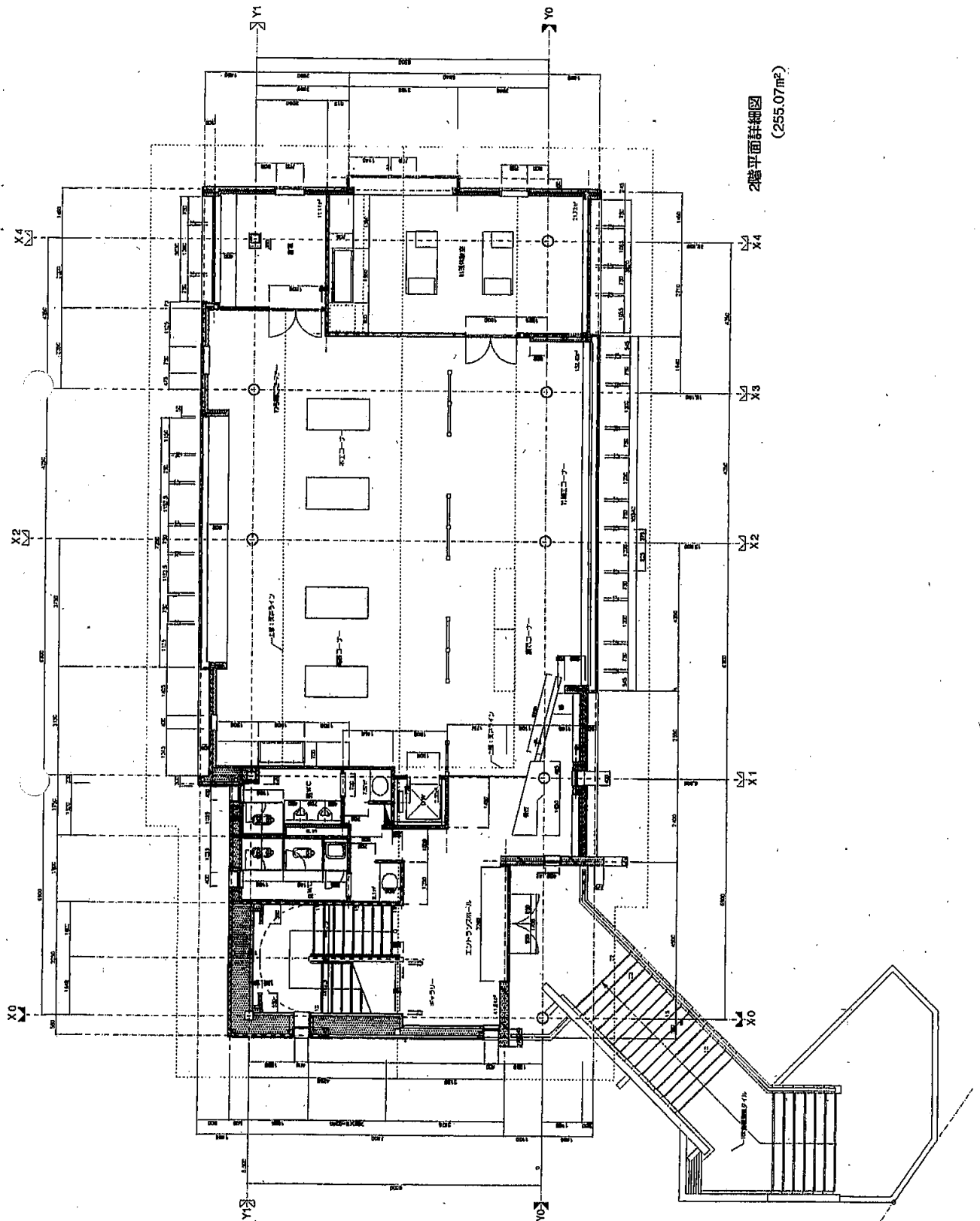


地層平面詳細図  
(65.78m<sup>2</sup>)

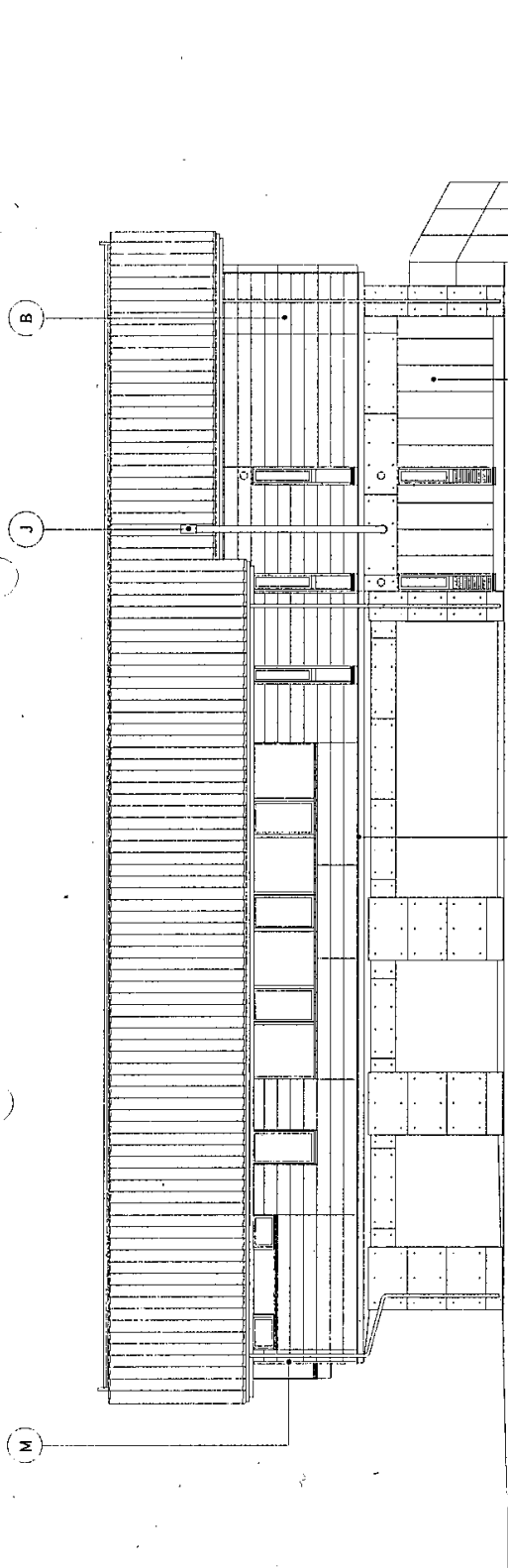


1階平面詳細図  
(219.07㎡)

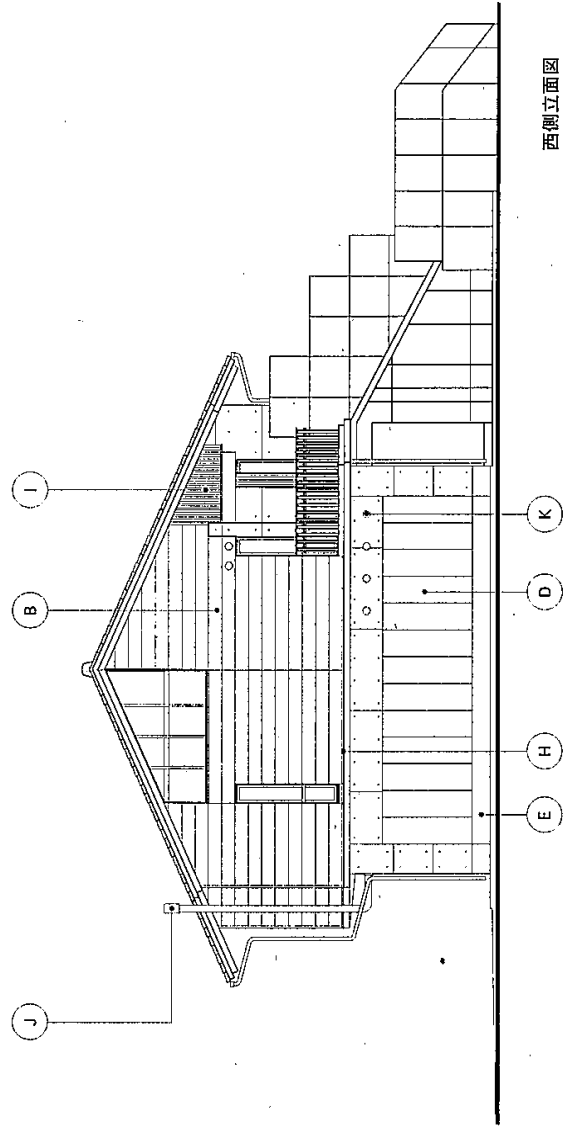




2階平面詳細図  
(255.07㎡)



北側立面図



西側立面図

(A)	屋根：日本瓦葺 三州瓦 黒特1 いぶし (凍結防止) 雪止め瓦 (2段) 一文字
(B)	外壁：高強度セメント中空押出成形板 ア15 吹付A
(C)	外壁：RC打ち放し (パネコート)
(D)	外壁：押出成形セメント板 ア60 (蒸気)
(E)	中木：RC打ち放し補修
(F)	堅固・軒種：既製品 ステンレス色 (R6等)
(G)	破風板：木 XD W=200
(H)	水切り：カラー鉄板 t=0.4 加工
(I)	格子：スプルス 30・40 XD
(J)	煙突：鋼板 t=1.6 耐熱塗装
(K)	ステンレスバンドキャップ (設備工事)
(L)	屋根：アルミパネル ア3.0 (電線溝色)
(M)	コーナー：アングル 25×25×5 EGP
(N)	手摺：スチール 40φ EGP
(O)	扉板：アルミパネル ア2.0 (電線溝色)

1 指定管理者による施設の決算額

(1) 利用状況

(単位:人、日)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備 考
	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	
入館者数	15,040	1,332	14,302	1,255	5,673	0	6,611	51	9,806	372	
営業日数	358	358	354	354	261	261	238	238	267	267	

(2) 収入

(単位:円)(税抜)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備 考
	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	
1 入館料等収入	130,081,756	12,968	122,565,075	24,300	47,546,530	0	58,969,153	1,000	95,400,220	2,319	
2 売店食堂収入	10,153,669	0	8,486,759	0	2,219,730	0	2,386,002	0	6,326,092	0	
3 雑収入	1,506,433	0	524,840	0	1,612,941	0	327,782	0	409,001	0	
4 指定管理料	1,400,000	700,000	1,400,000	700,000	35,951,818	700,000	9,660,000	700,000	9,660,000	700,000	
合 計(A)	143,141,858	712,968	132,976,674	724,300	87,331,019	700,000	71,342,937	701,000	111,795,313	702,319	

(3) 支出

(単位:円)(税抜)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備 考
	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	
1 人件費	62,008,840	249,031	55,519,924	222,971	46,438,245	0	40,440,403	0	45,335,293	0	
2 一般管理費	材料仕入	32,792,838	0	28,884,337	0	9,868,205	0	8,375,568	0	16,139,911	0
	外注費	4,865,533	132,886	5,491,514	96,000	3,656,551	56,000	3,490,809	0	3,418,830	0
	商品仕入れ	0	0	3,860,350	0	1,263,837	0	2,151,398	0	4,545,299	0
	リース料	1,346,400	0	1,179,580	0	768,960	0	792,838	0	554,030	0
	保険料	617,750	0	613,050	0	610,940	0	642,860	0	680,490	0
	通信費	1,516,205	0	1,563,408	0	1,237,295	0	889,596	0	887,070	0
	旅費交通費	46,347	0	0	0	0	0	536,292	0	440,615	0
	現場賃料	743,930	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水光熱費	25,217,612	261,309	24,354,563	206,428	18,441,736	111,168	19,153,735	53,760	27,622,491	51,032
	事務用品	258,528	0	293,939	0	265,367	0	178,997	0	237,887	0
	消耗品	4,368,733	0	4,505,371	0	2,095,424	0	2,360,781	0	3,229,908	0
	新聞図書	141,476	0	146,514	0	103,284	0	112,260	0	112,260	0
	広告宣伝	85,000	0	63,430	0	0	0	123,000	0	45,000	0
	使用料	3,001,576	0	3,355,807	0	2,263,115	0	3,731,083	0	5,801,847	0
	会議費等	81,600	0	180,860	0	53,273	0	18,600	0	34,600	0
	送料	6,151	0	3,484	0	3,265	0	1,067	0	3,060	0
雑費	72,800	60,000	67,950	0	524,341	0	776,060	0	339,922	0	
ゴミ処理	394,166	0	232,047	0	86,729	0	108,001	0	6,273	0	
修繕費	1,111,701	0	536,333	13,900	1,386,520	0	233,114	0	302,579	0	
租税公課	106,000	0	90,000	0	10,000	0	6,000	0	5,600	0	
合 計(B)	138,783,186	703,226	130,942,461	539,299	89,077,087	167,168	84,122,462	53,760	109,742,965	51,032	

(4) 収支

(単位:円)(税抜)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備 考
	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	
差引収支(A)-(B)	4,358,672	9,742	2,034,213	185,001	▲ 1,746,068	532,832	▲ 12,779,525	647,240	2,052,348	651,287	

2 渋川市による交流促進センターの運営に係る主な歳入・歳出

(1) 歳入 原則収入はないが、令和3年度のみ指定管理者が雇用調整助成金を申請したことに伴う歳入(262,398円)を収入している

(2) 歳出

(単位:円)(税込)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備 考
	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	SUN	体験館	
消耗品費	0	0	800	0	800	0	800	0	800	0	
備品購入費	127,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保険料	148,783	0	153,112	0	155,998	0	151,669	0	155,998	0	
指定管理料	1,512,000	756,000	1,526,000	770,000	39,547,000	770,000	10,626,000	770,000	10,626,000	770,000	
借地料	2,021,250	114,890	2,002,200	113,740	2,002,200	113,740	2,002,200	113,740	1,983,340	112,600	
物品等修繕料	375,840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設小規模修繕料	517,860	0	3,264,800	0	5,280,000	0	2,911,700	0	2,164,800	0	
工事請負費	0	0	11,242,000	0	6,963,000	0	6,655,000	0	5,324,000	0	
合 計	4,703,173	870,890	18,188,912	883,740	53,948,998	883,740	22,347,369	883,740	20,254,938	882,600	

渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設の物品

1 渋川市交流促進センターの物品

No.	部屋名	品名	規格等	数量
1	1Fロビー	チェア	天童 脚付 布地張 800×755×735	16
2	1Fロビー	ソファ	天童 脚付 布地張 1840×755×735	2
3	1Fロビー	新聞マガジンスタンド	ITOKI CL-7 660×300×670	1
4	1Fロビー	センターテーブル	天童 ナラ材 1200×600×450	4
5	1Fロビー	センターテーブル	天童 ナラ材 900φ×450	1
6	1Fロビー	サイドテーブル	天童 ナラ材 600×600×450	2
7	1Fロビー	サイドテーブル	天童 ナラ材 600φ×450	1
8	1Fロビー	安楽イス	天童 半円形 T5796 T5793 T9757	1
9	1Fロビー	ハイビジョンテレビ	SHARP LC-32DS1	1
10	1Fロビー	ビデオデッキ	パナソニック NV-S B800W	1
11	1Fロビー	ベンチ	天童 T-7177M レザー 1990×530×355	3
12	1Fロビー	パンフレットスタンド	690×530×1260	1
13	1Fロビー	会議イス	ホトク DB510M 510×540×430	6
14	1Fロビー	会議テーブル	ホトク ステア FNX11S 1500×450×700	2
15	1Fロビー	防犯用カラーCCDカメラ	VSC-892	4
16	風除室	傘立て	1250×450×960	1
17	1Fナイトラウンジ	テーブル	天童木工 T-2525M 900×900×700	5
18	1Fナイトラウンジ	チェア	天童木工 T-5391M 600×532×701	13
19	1Fナイトラウンジ	カウンターチェア	天童木工 T-5677N 490×510×700	7
20	1Fナイトラウンジ	チェア	天童 脚付 布地張 800×755×735	6
21	1Fナイトラウンジ	レジスター	TEC MA-316	1
22	1Fナイトラウンジ	テーブル	オバー 900×600×500	1
23	1Fナイトラウンジ	テーブル	オバー 1200×750×500	1
24	1Fナイトラウンジ	センターテーブル	天童 ナラ材 1200×600×450	2
25	1Fナイトラウンジ	長イス	天童 1840×755×735	2
26	1Fナイトラウンジ	サイドテーブル	天童 ナラ材 600×600×450	2
27	1Fナイトラウンジ	ラブチェア	オバー GT-3520 (B)	4
28	1Fナイトラウンジ	アームレス	オバー	1
29	1Fナイトラウンジ	角コーナー	オバー	1
30	1Fナイトラウンジ	スツール	オバー	4
31	1Fナイトラウンジ	テレビ		1
32	1Fナイトラウンジ	ジュース	ナショナル	1
33	1Fナイトラウンジ	電子レンジ	ナショナル NE-710G	1
34	1Fナイトラウンジ	オープントースター	ナショナル NT-T11	1
35	1Fナイトラウンジ	冷蔵庫	SANYO SCR-T117	1
36	1F事務室	片袖机	ITOKI CCS107DANTE 1000×700×70	5

No.	部屋名	品名	規格等	数量
37	1F事務室	肘無チェア	KOKUYO HCRS-G610KM2N	4
38	1F事務室	収納棚	ITOKI FS-G11B 890×440×1120	1
39	1F事務室	収納棚ガラス	ITOKI FGH-G11 864×415×988	1
40	1F事務室	チェア	ITOKI KSK340BA-W4 460×555×400	2
41	1F事務室	手提金庫	KOKUYO CB-B2N	1
42	1F事務室	冷蔵庫	ナショナル NR-B14B1	1
43	1F事務室	ヒーター	ナショナル FE-15A10	1
44	1F事務室	AED	フィリップス ハートスタートFRx	1
45	1F事務室	防犯カメラ用デジタルレコーダー	DVR-H403	1
46	1F事務室	防犯カメラ用カメラ電源	VPS-514	1
47	1F支配人室	両袖机	HIOKUYO MG-7DICT	1
48	1F支配人室	プーラサチェア	ITOKI	1
49	1F支配人室	片袖机	ITOKI CCS107DANTE 1000×700×70	1
50	1F支配人室	肘無チェア	イトセ	1
51	1F支配人室	収納棚	ITOKI FS-G11B 890×440×1120	3
52	1F支配人室	収納棚ガラス	ITOKI FGH-G11 864×415×988	3
53	1F支配人室	両袖デスク	ITOKI CCS167BANTE 1600×700	1
54	1F支配人室	ハイバックチェア	ITOKI KT916AD-T4W5	1
55	1F支配人室	キャビネット	ITOKI B624N(WE)	2
56	1F支配人室	金庫	KING KMS	1
57	1F支配人室	手提金庫	CROWN TYPE-D-2000	1
58	1F支配人室	移動台	450×450×800	1
59	1F支配人室	ロッカー	HDH-1031SS	3
60	1F支配人室	ロッカー	HDH-0621SS	1
61	1F支配人室	ロッカー	HDH-0932SS	1
62	土産コーナー	置型棚	ITOKI RKXA-FS995A	1
63	土産コーナー	レジカウンター	ITOKI RTSC-CJ669	1
64	土産コーナー	接客カウンター	ITOKI RTSC-CA269	1
65	土産コーナー	ショーケース	1800×600×950	1
66	土産コーナー	ヒーター	ナショナル FE-08A1R	1
67	通用口	傘立て	タチ R-23-S 500×260×450	1
68	1F宿直室	食卓	ホトク 木蓮 FE952 1500×750×330	1
69	1F宿直室	洗濯機	ナショナル	1
70	1F宿直室	ワイドテレビ	パナソニック TH-28AW1	1
71	1F宿直室	ロッカー	HDH-0932SS	2
72	2F研修室	会議テーブル	ホトク ステアァー FXN13 1500×450×700	3
73	2F研修室	会議テーブル	ホトク ステアァー FXN11S 1500×450×700	17
74	2F研修室	会議イス	ホトク DB510M 510×54×430	88
75	2F研修室	演題	ITOKI LCG104S-11 900×450×1020	1
76	2F研修室	ハイビジョンテレビ	ナショナル 48インチ	1

No.	部 屋 名	品 名	規 格 等	数 量
77	2F研修室	ビデオデッキ	パナソニック NVSX500W	1
78	2F研修室	会議テーブル	ホトク FXN31S 1800×450×700	8
79	2F研修室	回転式白板	ITOKI BBS1809WWTE 1800×608×1854	1
80	2F研修室	舞台	コクヨ WA-C1TN	2
81	2F談話コーナー	安楽イス	ダイイチ T-5818N(B) 670×655×680	2
82	2F談話コーナー	テーブル	ダイイチ T-2383M 1200×630×450	1
83	3F休憩室	片袖机	ITOKI CCS107DANTE 1000×700×70	1
84	3F休憩室	肘有チェア	イトセ 460×525×380	1
85	3F休憩室	ロッカー	HDH-0932SS	3
86	3F休憩室	テレビ	パナソニック TH21ZV10	1
87	3F休憩コーナー	テーブル	天童 T-2345B 1100×550×450	1
88	3F休憩コーナー	チェア	天童 T-5855 660×690×760	4
89	3F休憩コーナー	アームレス	オリバー GT-3520(B) 470×630×750	2
90	3F休憩コーナー	ソファ	クレハクレッテル ベージュ7点セット	5
91	3F倉庫	チェア	ダイイチ KKR250DAZ9D 470×510×440	5
92	3F廊下	電話台	天板ウレタンスモンモート アルミ 400×380×800	1
93	男女脱衣室	脱衣かご	TS80-211	59
94	男女脱衣室	イス	黒φ320×380	2
95	男女脱衣室	イス	黒450×430×330	2
96	男女脱衣室	ベンチ	黒1500×370×400	2
97	男女脱衣室	体重計	タニタ	2
98	3F厨房	ジュースサーバー	ナショナル	1
99	3F厨房	電子レンジ	ナショナル	1
100	3F厨房	製氷機	パナソニック SIM-S5500	1
101	3F厨房	食器洗浄機	フジマック FND14R LG-H	1
102	3F厨房	ガスブースター	フジマック FB1GD	1
103	3F厨房	ラインポンプ	東芝 32LPD5.4E	1
104	3F厨房	クリーンテーブル	フジマック 1705×750×880	1
105	3F厨房	一層ソイドテーブル	フジマック 1770×750×880	1
106	3F厨房	圧力鍋	18L	1
107	3F厨房	秤	上皿自動秤 1Kg	1
108	3F厨房	秤	上皿自動秤 10kg	1
109	3F厨房	移動台	450×450×800	1
110	3F厨房	ガス台テーブル		1
111	3F厨房	刺身盛り込み皿	11-73-10 船	10
112	3F厨房	つい立て	SC-76	5
113	3F厨房	スチームコンベクションオーブン	TSCO-61GBCL	1
114	3F厨房	スチームオーブン架台		1
115	3F厨房	冷蔵庫	HR-63LZ	1
116	3F厨房	テーブル形冷蔵庫	Panasonic SUR-K1871SB	1

No.	部 屋 名	品 名	規 格 等	数 量
117	3F厨房	キッチンワゴン		2
118	3F厨房	電動式つま一番	HS-112	1
119	3F厨房	扇風機		2
120	和室(12室)	座卓	天童 T-0373DK 1500×900×335	12
121	和室(12室)	テーブル	天童 T-2394 600φ×600	12
122	和室(12室)	肘掛イス	天童 T-5500 570×575×655	24
123	和室(12室)	金庫	KING KMS	12
124	和室(12室)	冷蔵庫	東芝 GR-Y80A	11
125	和室(12室)	冷蔵庫	ハイアール	1
126	洋室(12室)	ベッド	フランス MB-DXシングル 970×1950×435	34
127	洋室(12室)	ライティングデスク	ホトク HH0431 900×500×700	12
128	洋室(12室)	ライティングチェア	ホトク HG1030 40×540×420	8
129	洋室(12室)	テレビ台	ホトク HH0410 冷蔵庫兼 600×500×700	12
130	洋室(12室)	テレビ回転台	ホトク HH415 400×400×35	12
131	洋室(12室)	ナイトテーブル 2人用	ホトク HH0440 <sup>ハ</sup> ネルスタント <sup>ド</sup> 450×450×550	12
132	洋室(12室)	ナイトテーブル 1人用	ホトク HH0440 <sup>ハ</sup> ネルスタント <sup>ド</sup> 450×45×550	10
133	洋室(12室)	ベッドボード	ホトク HH0521 1300×150×950	34
134	洋室(12室)	ハウザーベッド	フランスベッド <sup>ド</sup> ハウザー 813	10
135	洋室(12室)	アームチェア	ホトク HG1031 650×660×760	4
136	洋室(12室)	ティーテーブル	ホトク HG1035 550×550×450	2
137	洋室(12室)	姿見	ホトク HH0455 450×35×1250	12
138	洋室(12室)	金庫	KING KMS	12
139	洋室(12室)	冷蔵庫	東芝 GR-H5A	12
140	洋室(12室)	イス	天童	1
141	洋室(12室)	イス	緑	3
142	客室共通	テレビ	SHARP LC-26E8	24
143	客室共通	乱れ箱(衣類盆)	HA438-14 木製 うるみ	24
144	客室共通	タオル掛け	1294-4 うるみ ウルタン乾漆	24
145	屋外テラス	イス・テーブル	大谷石	2
146	館内各所	消火器	ヤマプロテック YA-10X	29
147	1Fゲームコーナー	卓球台		1
148	大広間(食堂)	テーブル	150×90×60	15
149	大広間(食堂)	テーブル	80×90×60	10
150	大広間(食堂)	高座椅子		62

2 澁川市小野上農林漁業体験施設の物品

No.	部 屋 名	品 名	規 格 等	数 量
1	実習室	手回しろくろ		23
2	実習室	作業チェア	PLUS 緑φ350 H=450	14
3	実習室	エアコンプレッサー	AC1231	1
4	実習室	エアローラー	41,728	1
5	実習室	エアホース		1
6	実習室	エアダスタ		1
7	実習室	作業チェア	木製	14
8	実習室	ビッチャーミキサー		3
9	実習室	料理体験用チェア	黒φ350 H=450	17
10	実習室	業務用掃除機	MC-G600WD	1
11	実習室	丸テーブル	木製 φ1180	3
12	実習室	イス	木製	14
13	実習室	卓上丸鋸盤	BTS-10B 単相100V	1
14	実習室	木製ついたて	B=89 H=120	7
15	実習室	作業テーブル	木製 90×180×70	4
16	実習室	陶芸電動ろくろ	RK-66形	2
17	実習室	長机	1800×450×700	4
18	実習室	移動式黒板		1
19	実習室	コンテナ(ステンレス)	1250×730×1400	1
20	実習室	食器棚	木製 750×350×1800	1
21	実習室	木製展示棚(3段式)	900×1800×900	2
22	実習室	システムエアコン(埋込型)	屋外機含む	10
23	実習室	石油ストーブ	KF-17 17.2kw	2
24	料理体験室	寸胴鍋	ART500	5
25	料理体験室	寸胴鍋カバー		5
26	実習室	樹脂製こね鉢		5
27	実習室	めん棒		7
28	実習室	唐絵のし台		8
29	実習室	両頭グラインダー	マキタ/日立工機 (マ)9306/(日)NGT-150	2
30	実習室	手押しカンナ	HL-6A 単相100V	1
31	実習室	自動カンナ	AP-10DX	1
32	実習室	糸ノ盤	SJ700 単相100V	3
33	料理体験室	業務用冷蔵庫	NR-PZ12A1 115リットル	1
34	料理体験室	システムコンロ	LR3001	2
35	陶芸釜室	陶芸用釜	990×830×1180	1
36	陶芸釜室	鋼製ラック(8段)	890×460×1780	2
37	エントランスホール	テレビ	TH-28MW1	1
38	エントランスホール	ビデオデッキ	NV-HB330	1
39	屋外	縦型灰皿		1
40	屋外	傘立て		1



## 市有財産建物無償譲渡仮契約書（案）

譲渡人 渋川市 代表者 渋川市長 高木 勉（以下「甲」という。）と  
譲受人 （以下「乙」という。）とは、市有財産の譲渡に関して、  
次のとおり建物無償譲渡契約を締結する。

この契約は、仮契約であり、第1条に規定する物件を無償で譲渡すること並びに渋川市交流促進センター条例（平成18年渋川市条例第195号）及び渋川市小野上農林漁業体験施設条例（平成18年渋川市条例第167号）を廃止することについて渋川市議会の議決を経て、甲が乙を譲渡先法人として決定したときに、何ら手続を要することなく本契約となり、当該決定の日を当該本契約の成立日とする。

なお、当該議決が得られなかったときは、この契約は無効となる。この場合において、乙が負担したこの契約の締結及び履行に要した費用について、甲は補償しない。

## （契約の主旨）

第1条 甲は、甲の所有に係る別表1に掲げる物件（以下「物件」という。）を乙に譲渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。

## （売買代金）

第2条 物件の譲渡代金は、無償とする。

## （契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金15,000,000円を、甲の指定する期日までに、甲の交付する納入通知書により納入しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が渋川市小野上温泉供給条例（平成18年渋川市条例第204号）第10条第1項に規定する温泉の使用に係る許可を受け、同条例第14条に規定する温泉の使用保証金を納入する際に、甲がこれを充当し、精算する。

4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わない。

## （所有権の移転及び物件の引渡し）

第4条 この物件の所有権は、甲が乙に引き渡したときに甲から乙に移転するものとする。

2 物件は、現状有姿で引き渡すものとし、乙は受領書を甲に提出する。この場合において、物件に係る当該引渡し日以降に生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転登記)

第5条 乙は前条第1項の規定により物件の所有権が移転した後、速やかに、甲に対し所有権移転登記を請求し、甲はその請求により遅滞なく所有権移転登記を嘱託する。

(危険負担)

第6条 乙は、契約の締結日からこの物件の引渡しの時までにおいて、この物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対してこの契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、この契約締結後、民法、商法及び本契約書の他の条項にかかわらず、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

(物件の疑義等)

第8条 乙は、この物件の引渡しを受けた後この物件について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

2 この契約について第三者から異議の申立て等があったときは、乙の責任において処理するものとする。

(指定用途及び転売等の禁止)

第9条 乙は、この物件を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業並びに地域資源を活用した体験事業及び地域コミュニティに貢献する事業の実施（以下「指定用途」という。）に供するものとする。

2 乙が指定用途に供する期間は、第4条第2項の引渡し日から令和19年3月31日まで（以下「指定期間」という。）とする。

3 甲は、指定期間中においては、必要に応じて、物件の状況把握を行うことができるものとする。この場合において、乙は、甲が行う物件の状況把握に協力し、第1項の指定用途に供していないと指摘を受けた場合には、その指導に従うものとする。

4 乙は、指定期間中においては、甲の承認を受けずにこの物件の所有権を移転し、又は抵当権、質権、使用貸借による権利若しくは賃貸借その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

5 乙は、指定期間中においては、この物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途に供してはならない。

（登記費用の負担）

第10条 この契約に基づく所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の解除）

第11条 甲は、指定期間中において、乙が以下の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとする。

（1）乙が、渋川市交流促進センター及び渋川市小野上農林漁業体験施設の譲渡に係る募集要項に定めるもののほか、この契約に定める義務を履行しないとき。

（2）この契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（3）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（協議による契約の解除）

第12条 甲は、前条のほか、必要があるときは、乙と協議してこの契約を解除することができる。

（契約の解除等に伴う違約金）

第13条 乙は、第11条の規定によりこの契約が解除されたときは、別表2に定める違約金を甲に支払わなければならない。この場合における違約金の額については、同表の左欄に掲げる解除年度（第11条の規定によりこの契約を解除した日の属する年度をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項の違約金は、第15条に定める損害賠償金とは別個に支払うものとする。

（補助金等適正化法による制限）

第14条 乙は、この物件について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）に定める地位及び制限を甲から継承する。

2 乙は、第11条の規定によりこの契約が解除されたときは、この物件について補助金等適正化法に定める残存簿価に相当する金額のうち国及び群馬県が負担した補助金相当額を、群馬県が指定する期間内に群馬県に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（返還金）

第16条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの契約保証金の残金を乙に返還するものとする。ただし、乙が第13条に定める違約金又は第15条に定める損

害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、甲は違約金又は損害賠償金に相当する金額を当該返還金の全部又は一部と相殺することができる。

2 前項の返還金には利子を付さない。

3 甲は、この契約を解除したときは、乙が負担した契約等の費用、物件に支出した必要費及び有益費その他一切の費用について、乙に償還しない。

#### (乙の原状回復義務)

第17条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復させることが適当でないと認めたときは、その限りでない。

2 乙は、前項の規定により物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件を甲名義にするための所有権移転登記の承諾書を甲に交付しなければならない。

3 第1項の規定により返還された物件において、乙所有の残置物があるときは、乙はその所有権を放棄したものとみなし、甲において当該残置物を処分しても乙は異議を述べない。

4 乙は、第1項ただし書の規定により返還された物件が滅失又はき損していると甲が認めるときは、契約解除時の時価により算定された減損額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

#### (契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

#### (管轄裁判所)

第19条 この契約に基づく権利又は義務に関し争いが生じたときは、前橋地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

#### (定めのない事項等)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ

1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 群馬県渋川市石原 8 0 番地  
渋川市  
代表者 渋川市長 高 木 勉 印

乙  
代表取締役 印

別表1（第1条関係）

1 建物

物件名	所在地	施設概要
<p>渋川市交流促進センター</p>	<p>渋川市村上396番地1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 SUNおのがみ</li> <li>・建設年度 平成6年度、平成7年度、平成8年度</li> <li>・宿泊利用者の定員 94人</li> <li>・延床面積 3,464.76㎡ (1階:1245.98㎡、2階:1117.65㎡、3階:1101.13㎡)</li> <li>・建物構造 鉄骨造 地上3階建て</li> <li>・施設内容 1階 和室5室、洋室2室、レストラン、ラウンジ、ロビー等 2階 和室7室、洋室10室、研修室(60人収容)等 ※和・洋室はバストイレ付 3階 大浴場(サウナあり)、露天風呂、大食堂(80畳)、食堂(8畳×2室、10畳×2室)等</li> <li>・受水槽 有効32m<sup>3</sup></li> <li>・駐車場 19台</li> <li>・補助事業 山村振興等農林漁業特別対策事業</li> </ul>
<p>渋川市小野上農林漁業体験施設</p>	<p>渋川市村上396番地5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 渋川市小野上農林漁業体験施設</li> <li>・建設年度 平成9年度</li> <li>・延床面積 539.92㎡ (地階:65.78㎡、1階:219.07㎡、2階:255.07㎡)</li> <li>・建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階建</li> <li>・施設の内容 エントランスホール・実習室・陶芸釜室・足洗い室・料理体験室・倉庫・エレベーター(荷物用) トイレ 1F 小便器2器、大便器1器(和式1) 2F 男子トイレ 小便器2器、大便器1器(和式1) 女子トイレ 大便器2器(和式2)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場 普通車用 8 台</li> <li>・ 補助事業 地域農業基盤確立農業構造改善事業</li> </ul>
--	--	---

## 2 物品

電化製品、オフィス家具、調理用品ほか

## 3 備考

物件には、引湯管及び水道等並びに地上部、地下部を問わず、この契約の締結の日において物件の敷地内及び物件内に存し渋川市が保有する附帯建築物・附帯構造物、設備・家具・什器類を含む。

別表 2 (第 13 条関係)

解除年度	違約金の金額
令和 6 年度	156,507,060 円
令和 7 年度	146,538,268 円
令和 8 年度	136,569,476 円
令和 9 年度	126,600,684 円
令和 10 年度	116,631,893 円
令和 11 年度	106,663,101 円
令和 12 年度	96,694,309 円
令和 13 年度	86,725,517 円
令和 14 年度	76,756,725 円
令和 15 年度	66,787,934 円
令和 16 年度	56,819,142 円
令和 17 年度	46,395,939 円
令和 18 年度	35,819,610 円

(各年度期末残存価格の内、市の負担相当額)



譲渡先候補法人選定評価表

評価項目		評点
1 施設の管理運営に関わるもの		／210点
(1)	事業提案内容は、実現可能で具体的な提案であり有効か。	
(2)	施設利用者の設定に問題はないか。	
(3)	事業の運営体制が十分考えられているか。	
(4)	安全対策は十分考えられているか。	
(5)	雇用対策は十分考えられているか。	
(6)	施設経営上の課題認識及び課題への対応策が適切であるか。	
(7)	人口減少対策及び地域コミュニティへの貢献が十分考えられているか。	
2 財政基盤に関わるもの		／126点
(1)	法人の財政基盤は安定しているか。	
(2)	設備投資計画に問題はないか。	
(3)	資金調達計画に問題はないか。	
3 その他		／30点
(1)	渋川市の観光振興を考慮した提案がなされているか。	
運営能力評点		／366点

■ 評点内訳

1 施設の管理運営に関わるもの、3 その他  
「5点：優良、3点：普通、1点：劣る、0点：評価なし」

2 財政基盤に関わるもの  
「7点：優良、4点：普通、1点：劣る、0点：評価なし」

※各評価項目又は運営能力評点の合計点が一定の基準に満たなかった場合は、失格とする。

## 運営に係る参考資料

1 渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）及び渋川市小野上農林漁業体験施設用地として賃貸借契約を締結している民有地は、以下のとおりである。

また、賃借料は、年間 2,065,940 円（以下 11 筆の合計）である。

所在（地番）	現況地目	地積 ( $\text{m}^2$ )	備考（種類）
渋川市村上字塩川 396-1	宅地	454	渋川市交流促進センター 施設用地
渋川市村上字塩川 396-5		684	
渋川市村上字塩川 397-1		403	
渋川市村上字塩川 399-5		513	
渋川市村上字塩川 403		528	
渋川市村上字塩川 404		808	
渋川市村上字塩川 407-3		149	
渋川市村上字塩川 408-1		453	
渋川市村上字塩川 409-1		503	
渋川市村上字塩川 406-1	宅地	283	渋川市小野上農林漁業体 験施設用地
渋川市村上字塩川 333-2 の一部	田	221	駐車場用地 (286 $\text{m}^2$ のうち)
地積合計（11 筆）		4,999	

2 小野上温泉（源泉名「幸の湯」）の湧出量は以下のとおりである。

年度	湧出量	湧出状況
平成 30 年度	559 リットル／分	動力揚湯

※湧出量は、測定結果が確認できる年度のみ記載

3 令和5年時点の固定資産税額の試算額は次のとおりである（都市計画税は非課税）。なお、今後評価替え等により試算額が変動することがある。また、償却資産の申告等により、更に増額となることが予想される

（1）渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）

3, 524, 200円

（2）渋川市小野上農林漁業体験施設

505, 000円

4 渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）の施設の主な不具合については、以下が挙げられる。

（1）浴室関係

ア 東側大浴場のサウナヒーター

故障中（型が古く修繕できないため、新しいサウナヒーターと交換が必要）

イ 大浴場の天井にあるルーバー

木製のため、今後腐食等によって落下する可能性有

（2）機械設備関係

ア チラーユニット

令和2年度にチラーユニット内の圧縮機を交換。その際に熱交換器に穴が空いていることが判明し、熱交換器の穴は金属パテで補修済

（当該機種は製造は終了）

イ 給湯・空調ポンプ

現状不具合は見られないが、令和7年程度までには交換することを推奨されている。

ウ ミキシングバルブ

一部劣化が見られるため交換を推奨されている。

エ 東側大浴場の昇温用三方弁

錆等の劣化が見られるため、交換を推奨されている。

オ 屋外キュービクル内電気設備

建設後更新していないため、交換時期を迎えている。真空遮断機は令和4年度に更新済

(3) その他

ア 屋外スポットライト (建物裏駐車場に設置)

故障中

イ 雨漏り確認箇所

3階廊下天井

1階ロビー天井

1階ゲームコーナーの窓枠

# 温泉分析書

( 鉱泉分析法指針による分析成績 )

1、依頼者 : 群馬県渋川市石原80番地  
渋川市長 高木 勉

2、源泉名および湧出地 : 小野上温泉(源泉名:幸の湯)  
: 群馬県渋川市村上字塩川325-1 湧出  
(採水地 : 源泉 テスト管より採水)

## 3、湧出地における調査および試験成績

(1)調査および試験者 : 一般社団法人 群馬県薬剤師会(環境衛生試験センター) 田島 幸夫  
(2)調査および試験年月日 : 平成30年8月21日  
(3)泉 温 : 46.0 °C (調査時の気温 30 °C)  
(4)湧 出 量 : 559 ㍓/分 (動力揚湯)  
(5)知覚的試験 : 無色透明  
(6)pH値 : 9.0  
(7)電気伝導率 : 189 mS/m (25°C) (交流2電極方式, 極板:チタン+白金黒)

## 4、試験室における試験成績

(1)試験者 : 一般社団法人 群馬県薬剤師会(環境衛生試験センター) 田島 幸夫  
(2)分析終了年月日 : 平成30年9月10日  
(3)知覚的試験 : 無色透明 (試料採取後24時間)  
(4)密度 : 0.9990 g/cm<sup>3</sup> (20°C/4°C)  
(5)pH値 : 9.00  
(6)蒸発残留物 : 1.07 g/kg(110°C)

## 5、試料1kg中の成分、分量及び組成

### (1)陽イオン

成 分	ミigram (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ナトリウムイオン (Na <sup>+</sup> )	373	16.3	95.66
カリウムイオン (K <sup>+</sup> )	16.1	0.42	2.45
マグネシウムイオン (Mg <sup>2+</sup> )	<0.05	0.00	0.00
カルシウムイオン (Ca <sup>2+</sup> )	6.46	0.32	1.89
アルミニウムイオン (Al <sup>3+</sup> )	<0.05	0.00	0.00
マンガンイオン (Mn <sup>2+</sup> )	<0.05	0.00	0.00
鉄(II)イオン (Fe <sup>2+</sup> )	<0.05	0.00	0.00
陽イオン計	396	17.0	100

### (2)陰イオン

成 分	ミigram (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ふっ化物イオン (F <sup>-</sup> )	1.5	0.08	0.47
塩化物イオン (Cl <sup>-</sup> )	505	14.2	83.64
水酸化物イオン (OH <sup>-</sup> )	0.2	0.01	0.06
硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	28.5	0.59	3.49
炭酸水素イオン (HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	55.0	0.90	5.29
炭酸イオン (CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )	36.0	1.20	7.05
陰イオン計	626	17.0	100

### (3)遊離成分

#### ア 非解離成分

成 分	ミigram (mg)	ミリモル (mmol)
メタけい酸 (H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	184	2.36
メタほう酸 (HBO <sub>2</sub> )	6.0	0.14
非 解 離 成 分 計	190	2.50

#### イ 溶存ガス成分

成 分	ミigram (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) (遊離炭酸)	0.0	0.00
遊離硫化水素(H <sub>2</sub> S)	0.0	0.00
溶 存 ガ ス 成 分 計	0.0	0.00

溶存物質(ガス性のものを除く)

(1)+(2)+(3)ア : 1.21 g/kg

成分総計

(1)+(2)+(3)ア, イ : 1.21 g/kg

### (4)その他の微量成分

総 ひ 素 : 0.023 mg/kg  
銅 イ オン : 検出せず。(0.01mg/kg未満)  
鉛 イ オン : 検出せず。(0.005mg/kg未満)  
総 水 銀 : 検出せず。(0.0005mg/kg未満)

6、泉 質 : ナトリウム-塩化物温泉(低張性アルカリ性高温泉)

7、禁忌症、適応症等は温泉分析書別表(浴用)による。

温泉分析登録番号: 群馬薬第2号  
登録分析機関: 一般社団法人 群馬県薬剤師会

平成30年9月11日  
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地の36  
一般社団法人 群馬県薬剤師会  
(環境衛生試験センター)



## 温泉分析書別表（浴用）

1. 温泉地名(源泉名): 小野上温泉(源泉名:幸の湯)
2. 源泉所在地: 群馬県渋川市村上字塩川325-1 湧出  
(採水地: 源泉 テスト管より採水)
3. 温泉分析依頼者住所: 群馬県渋川市石原80番地  
氏名: 渋川市長 高木 勉
4. 泉質: ナトリウム-塩化物温泉(低張性アルカリ性高温泉)
5. 分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症, 適応症等は環境省自然環境局長通知(平成26年7月1日)環自総発第1407012号によれば次のとおりである。

### 【浴用の禁忌症】

一般的禁忌症: 病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期。

泉質別禁忌症: 該当項目なし。

### 【浴用の適応症】

一般的適応症: 筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害など)、病後回復期、疲労回復、健康増進。

泉質別適応症: きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症。

## 6. 入浴上の注意

### 浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

#### ア、入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

#### イ、入浴方法

- (ア) 入浴温度: 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
- (イ) 入浴形態: 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- (ウ) 入浴回数: 入浴開始後数日間は、1日当たり1~2回とし、慣れてきたら2~3回まで増やしてもよいこと。
- (エ) 入浴時間: 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3~10分程度とし、慣れてきたら15~20分程度まで延長してもよいこと。

#### ウ、入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に頭を保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

#### エ、入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること(ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えば酸性泉や硫黄泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。)
- (イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

#### オ、湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日~1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

#### カ、その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

(注)この別表は、温泉法第18条による掲示に必要参考資料となるものである。

渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）及び渋川市小野上農林漁業体験施設の譲渡に係る手続き

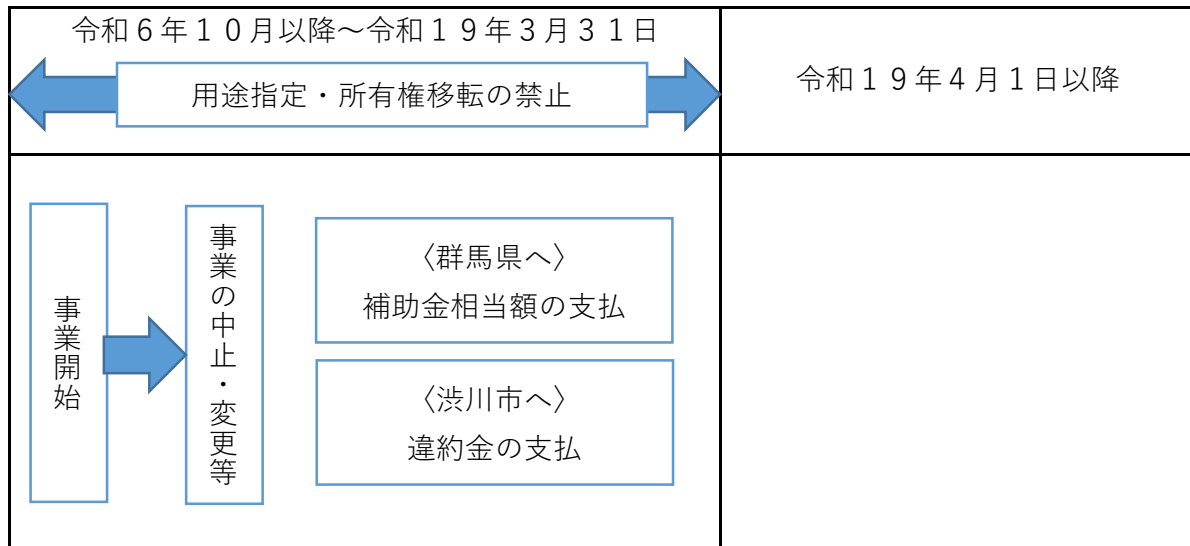
応募に係る日程	期日等	要項ページ
募集要項の配布	令和6年3月1日～令和6年4月30日	
図面の閲覧	令和6年3月1日～令和6年4月30日	10
公募説明会及び施設見学	令和6年3月22日	10
質問の受付	令和6年3月1日～令和6年4月5日	10
質問の回答期限	令和6年4月23日	11
応募申込書等提出受付	令和6年4月23日～令和6年4月30日	9～10

応募後のスケジュール（予定）

予定	渋川市	関係者等	応募者	要項ページ
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     応募申込書等の受付                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     応募                 </div>	9～10
7月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     選定委員会 書類審査及び面接審査                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     プレゼンテーション 面接審査                 </div>	11
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     譲渡先候補法人の選定                 </div>			11
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     群馬県へ財産処分の申請                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     〈群馬県〉 財産処分の承認                 </div>		7
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     譲渡先候補法人決定通知                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     譲渡先候補法人に決定                 </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     物件譲渡の協議                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     〈土地所有者〉 譲渡先候補法人と協議                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     土地所有者との協議 渋川市との協議                 </div>	7
8月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     仮契約                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     〈土地所有者〉 譲渡先候補法人と仮契約                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     土地所有者と仮契約 渋川市と仮契約                 </div>	7
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     渋川市議会の議決                 </div>			
9月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     本契約                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     〈土地所有者〉 譲渡先候補法人と本契約                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     土地所有者と本契約 渋川市と本契約                 </div>	7
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     引渡し                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     受領                 </div>	
10月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     事業開始準備 (10月以降予定)                 </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     温泉供給使用許可                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     温泉供給使用申請                 </div>	5
	用途制限期間及び所有権移転禁止期間	引渡しの日から令和19年3月31日まで		6
	財産処分制限期間	引渡しの日から令和19年3月31日まで		7

渋川市交流促進センター（SUNおのがみ）及び  
 渋川市小野上農林漁業体験施設の用途指定等について

令和19年3月31日以前に指定した用途を変更又は中止した場合



令和19年4月1日以降に指定した用途を変更又は中止した場合

